



福岡医発第430号(地)
平成24年 5月10日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印良略)

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の社会復帰の促進を図るため、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行っています。

今般、障害者自立支援法の規定に基づく、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号)の一部が改正されたことに伴い、労災保険における「義肢等補装具費支給要綱」の一部が改正されたことに伴い、労災保険における「義肢等補装具費支給要綱」の一部が改正された旨日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、「義肢等補装具費支給要綱」の別表2に定める支給基準の価格及び別表3に定める修理基準の価格等が改正されたものであります。

本改正内容の詳細等につきましては、添付資料をご参照いただくとともに、福岡労働局(TEL 092-411-4799)へご照会いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 21)

平成 24 年 4 月 26 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 川 謙



義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の社会復帰の促進を図るため、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行っているところであります。

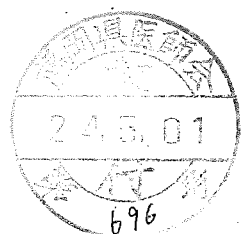
今般、障害者自立支援法の規定に基づく、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）の一部が改正されたことに伴い、労災保険における「義肢等補装具費支給要綱」の一部が改正されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、「義肢等補装具費支給要綱」の別表 2 に定める支給基準の価格及び別表 3 に定める修理基準の価格等が改正されたものであります。

本改正内容に関する詳細等につきましては、添付資料をご参照いただくとともに、都道府県労働局あてにご照会いただきますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について
(平 24. 4. 6 基発 0406 第 4 号 厚生労働省労働基準局長)



各医師会通知

基発 0406 第 4 号

平成 24 年 4 月 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

社会復帰促進等事業としての義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給については、平成 18 年 6 月 1 日付け基発第 0601001 号をもって実施しているところであるが、今般、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 20 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）の一部が改正されたことに伴い、同通達別添「義肢等補装具費支給要綱」の一部を改正し、別添のとおり定めたので、下記の事項に留意の上事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の要点

「義肢等補装具費支給要綱」の「車いす」、「電動車いす」をそれぞれ「車椅子」、「電動車椅子」とし、別表 2 に定める支給基準の価格及び別表 3 に定める修理基準の価格等の一部を改めたこと。

2 運用上の留意事項

上記 1 の改正後の価格等については、本年 4 月 1 日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用すること。

基発第0601001号
平成18年6月1日
改正 基発第0206001号
平成19年2月6日
改正 基発第0331005号
平成20年3月31日
改正 基発第0331025号
平成21年3月31日
改正 基発0904第2号
平成21年9月4日
改正 基発0428第4号
平成22年4月28日
改正 基発1022第8号
平成22年10月22日
改正 基発1227第1号
平成22年12月27日
改正 基発0726第2号
平成23年7月26日
改正 基発0406第4号
平成24年4月6日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

義肢等補装具の支給について

義肢等補装具の支給については、昭和56年2月6日付け基発第69号「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」の別添「労働福祉事業実施要綱」により実施してきたところであるが、今般、別添のとおり「義肢等補装具費支給要綱」を定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

別添

義肢等補装具費支給要綱

1 趣旨

業務災害又は通勤災害により傷病を被った者にあつては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等（以下「義肢等補装具」という。）を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の社会復帰の促進を図るため、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）第 29 条第 1 項の社会復帰促進等事業として義肢等補装具の購入又は修理に要した費用を支給する。

2 支給種目

義肢等補装具の購入に要した費用（以下「購入費用」という。）として支給できる種目は、次のとおりである。

なお、①－2 の筋電電動義手は、「義肢等補装具支給要綱の改正等について」（平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331005 号）の記の第 1 の 2 に示す特別種目として購入費用を支給するものとする。

- ① 義肢
- ①－2 筋電電動義手
- ② 上肢装具及び下肢装具
- ③ 体幹装具
- ④ 座位保持装置
- ⑤ 盲人安全つえ
- ⑥ 義眼
- ⑦ 眼鏡（コンタクトレンズを含む）
- ⑧ 点字器
- ⑨ 補聴器
- ⑩ 人工喉頭
- ⑪ 車椅子
- ⑫ 電動車椅子
- ⑬ 歩行車
- ⑭ 収尿器
- ⑮ ストマ用装具
- ⑯ 歩行補助つえ
- ⑰ かつら
- ⑱ 浣腸器付排便剤
- ⑲ 床ずれ防止用敷ふとん
- ⑳ 介助用リフター

- ㉑ フローテーションパッド(車椅子及び電動車椅子用に限る。以下同じ。)
- ㉒ ギャッチベッド
- ㉓ 重度障害者用意思伝達装置

3 支給基準

(1) 対象者及び範囲

ア 購入費用を支給する対象者及び範囲は、別表 1 に定めるところによる。

イ 別表 1 の「障害(補償)給付を受けると見込まれる者」とは、障害(補償)給付の請求から支給決定まで相当期間を要する場合において、当該請求の時点で義肢等補装具の支給要件を満たすことが明らかである者をいう。

ウ 次の者は、別表 1 において「障害(補償)給付を受けた者」とみなして取り扱う。

(ア) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和 35 年法律第 29 号)の規定による改正前の労災保険法の規定による打切補償費を受けた者で傷病が治ゆし、義肢等補装具を必要とする程度の障害を残したもの

(イ) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和 40 年法律第 130 号)の規定による改正前の労災保険法の障害補償費等の支給を受けた者

(ウ) 時効により障害(補償)給付の支給を受けることができない者

(エ) 労災保険法に規定する第三者行為による災害について損害賠償を受けたため障害(補償)給付を受けることができない者

(2) 型式及び価格等

購入費用の支給の対象となる型式及び価格等の基準は、別表 2 に定めるところによる。

(3) 耐用年数が経過する前の購入費用の再支給

ア 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄局長」という。)は、本要綱に定める耐用年数を経過する前に使用不能となった義肢等補装具を有する者から、義肢等補装具の購入に要する費用の支給申請があった場合、申請者の職業、作業態様、日常の使用状況、障害の状態等を勘案の上、通常の使用状態においてき損し(本人の故意による事故によって生じた場合を除く。)、修理不能となったものと認められるものに限って購入費用を支給できる。

なお、修理不能とは、修理により義肢等補装具の本来の機能を復元することができない場合をいう。

また、修理不能に該当しない義肢等補装具であっても、当該義肢等補装具の修理に要する費用が、別表 2 の支給基準に定める価格を超えるものと認められる場合は、当該義肢等補装具の購入費用を支給して差し支えないものとする。

イ 「義肢」、「上肢装具及び下肢装具」、「盲人安全つえ」、「義眼」、「車椅子」及び「歩行補助つえ」について、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能又は使用不能となったときは、当該義肢等補装具（以下「旧使用の義肢等補装具」という。）が社会復帰促進等事業として購入費用を支給された義肢等補装具であるか否かは問わず新たに購入費用を支給する。

なお、旧使用の義肢等補装具が社会復帰促進等事業により購入費用を支給されたものでない場合には、上記の事由により購入費用を支給した義肢等補装具が、その後別表２に定める耐用年数を超えたときであっても、新たに社会復帰促進等事業により義肢等補装具の購入費用の支給は行わない。

4 修理基準

（１）義肢等補装具の修理に要した費用（以下「修理費用」という。）を支給できる種目は、次のとおりである。

- ① 義肢
 - ①－２ 筋電電動義手
- ② 上肢装具及び下肢装具
- ③ 体幹装具
- ④ 座位保持装置
- ⑤ 盲人安全つえ
- ⑥ 眼鏡（コンタクトレンズを除く）
- ⑦ 補聴器
- ⑧ 人工喉頭
- ⑨ 車椅子
- ⑩ 電動車椅子
- ⑪ 歩行車
- ⑫ 収尿器
- ⑬ 歩行補助つえ
- ⑭ 介助用リフター
- ⑮ フローテーションパッド
- ⑯ 重度障害者用意思伝達装置

（２）修理の要件

修理費用は、社会復帰促進等事業として購入費用が支給された（１）に掲げる義肢等補装具が、通常の使用状態においてき損した場合又は経年により劣化した場合等に支給する。

ただし、次に掲げる場合は、修理費用を支給しない。

ア 本人の故意による事故によって生じたき損の場合

イ 修理により義肢等補装具の本来の機能を復元することができない場合

（３）修理の範囲

ア 修理は、別表 3 に基づき行う。

イ 修理は、修理を要する義肢等補装具の本来の機能を復元するための一切の修理とし、耐用年数の範囲内において回数に制限を付さない。

5 基準外支給

所轄局長は、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、別途定めるところにより、2 の支給種目の範囲内において、3 の支給基準及び 4 の修理基準並びに 8 の支給の手續に基づかない購入費用又は修理費用の支給をすることができる。

ただし、本要綱に定める支給基準及び修理基準並びに支給の手續では必要最小限の目的すら達せられない場合に限り認められるものである。

6 研究用支給

適正な支給の研究を実施するため、必要に応じ研究用支給を行うことができる。

なお、研究用支給の支給基準等については、別途定める。

7 海外支給

本要綱に定める「義肢」又は「車椅子」の支給対象者であつて、海外に居住しているものについて、所轄局長は、別途定めるところにより、当該者が海外の居住地で購入した「義肢」又は「車椅子」の費用を支給することができる。

8 支給の手續

(1) 申請

義肢等補装具の購入又は修理に要する費用の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」（様式第 1 号）を所轄局長に提出する。

なお、介助用リフターの購入又は修理に要する費用の支給申請にあつては、申請書に「介護人等の状況報告書」（様式第 1 号（2））を添付する。

(2) 障害の確認

所轄局長は、申請者の障害について、社会復帰促進等事業原票又は労災行政情報管理システム等（以下「原票等」という。）により確認を行う。

なお、原票等により、確認できない場合は、申請者の居住地の市町村が設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）等に照会し確認を行う。

(3) 耐用年数の確認

社会復帰促進等事業により、義肢等補装具の購入費用の支給を受け、その後障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、補装具費の支給を受けた者に係るその後の耐用年数の経過の確認は、次により行う。

ア 所轄局長は、身体障害者手帳等により耐用年数の確認が容易に可能な場合、当該手帳により必要事項を確認し、申請書記事欄に耐用年数経過確認済の記載を行う。

イ アにより確認ができなかった場合は、申請者の居住地の市町村が設置する福祉事務所等に照会し確認を行う。

(4) 承認等

ア 所轄局長は、申請者が3の支給基準又は4の修理基準の要件を満たすものであるか否かを判断の上、承認・不承認の決定（以下「承認決定等」という。）を行い、その旨を「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」（様式第2号（1））又は「義肢等補装具購入・修理費用不承認決定通知書」（様式第2号（2））により通知するものとする。

また、承認決定等については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）、行政手続法（平成5年法律第88号）の適用がある。

このため、所轄局長は、次のとおり事務を行うこととする。

(ア) 義肢等補装具費支給の承認決定等は、行政不服審査法第2条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。

(イ) 義肢等補装具費支給の承認決定等に関する審査は、当該決定をした所轄局長の上級庁である厚生労働大臣が行うこと。なお、再審査請求は行うことができないものであること。

(ウ) 承認決定等を行う際は、その相手方に対し、「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」（様式第2号（1））又は「義肢等補装具購入・修理費用不承認決定通知書」（様式第2号（2））をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、取消訴訟の提起が可能であることに留意すること。

(エ) 義肢等補装具費支給の申請を不承認とする場合には、「義肢等補装具購入・修理費用不承認決定通知書」（様式第2号（2））に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。

イ 筋電電動義手については、9の筋電電動義手の装着訓練及び適合判定の結果に基づき、また、10の症状照会が必要な義肢等補装具については、症状照会の結果に基づき、3の支給基準又は4の修理基準の要件を満たすものか判断する。

また、10の症状照会が必要な義肢等補装具については、申請者に対し、当該義肢等補装具に係る「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」を交付する際に、併せて、「症状照会に対する回答書」（様式第18号(1)～(4)）を添付する。

(5) 発注

承認を受けた申請者は、速やかに義肢等補装具の製作又は修理等を行う業者（以下「義肢等補装具業者」という。）に「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」を提示し、別表2及び別表3に定める範囲内において、義肢等補装具の購入又は修理に係る発注を行う。

なお、10の症状照会が必要な義肢等補装具については、「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に「症状照会に対する回答書」（様式第18号(1)～(4)）を添付して提示する。

また、当該発注を取りやめた場合は、申請者が所轄局長に対し、その旨を直ちに報告する。

(6) 引渡し

ア 義肢等補装具業者は、義肢等補装具の引渡しの際、申請者から義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支払を受けて、申請者に領収書を発行する。

この際、「義肢等補装具購入・修理費用内訳書」（様式第8号(2)～(4)）（義肢、装具の製作又は修理を行った場合に限る。）、義肢採型指導医が交付した「証明書」（様式第7号）（11の採型指導を行った場合に限る。）を申請者に渡す。

なお、申請者は、義肢等補装具の購入費用又は修理費用につき、当該費用の支給に係る承認を行った都道府県労働局の労働保険特別会計の支出官から支給される金額の受領を義肢等補装具業者に委任すれば、義肢等補装具業者に費用（13の(1)の範囲内の金額に限る。）を支払う必要はない。

イ 申請者は、アにおいて義肢等補装具の購入費用又は修理費用につき、当該費用の支給に係る承認を行った都道府県労働局の労働保険特別会計の支出官から支給される金額の受領を義肢等補装具業者に委任した場合は、義肢等補装具業者に必要事項を記載した「義肢等補装具購入・修理費用請求書」（様式第8号(1)）及び「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」を渡し、申請者に代わり義肢等補装具業者が、所轄局長に当該書類等を提出する。

(7) 差額自己負担

別表2及び別表3に定める種目、名称、型式、基本構造等の要件を満たすものであるが、申請者が希望するデザイン、素材等を選択することにより13の(1)の範囲の金額を超えることとなる場合は、別表2及び別表3に定める価格との差額を申請者が負担することとして、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支給対象とすることは差し支えない。

また、ギャッチベッドに係る購入費用の支給承認を受けた申請者については、別表1に定める電動式ギャッチベッドの支給基準を満たしていない場合であっても、別表2に定める手動式ギャッチベッドの支給価格との差額を申請者が負担することとして、電動式ギャッチベッドの支給対象とす

ることは差し支えない。

(8) 支給基準等に基づかない製作等

義肢等補装具業者は、申請者の障害の状態等を勘案してやむを得ない事情により、3の支給基準及び4の修理基準に基づかない製作又は修理等を行う必要があると思われる場合、速やかに所轄局長に報告を行う。

9 筋電電動義手の装着訓練及び適合判定

筋電電動義手の支給に当たっては、確実に筋電信号を検出し、的確に訓練を行い、実際に申請者が筋電電動義手を使用可能であるかの的確に判断する必要がある。

(1) 装着訓練及び適合判定の依頼

ア 所轄局長は、筋電電動義手の購入に要する費用の支給申請を受け付けたときは、申請者に対し、「外科後処置申請書」（「外科後処置の実施について」（昭和56年2月6日付け基発第69号）の別添「外科後処置実施要綱」（以下「外科後処置実施要綱」という。）の様式第1号）を提出させ、外科後処置実施要綱の2の対象者として「外科後処置承認決定通知書」（外科後処置実施要綱の様式第3号（1））を交付するとともに、下記（2）の医療機関のうち申請者が希望する医療機関に装着訓練及び適合判定の実施を依頼する。

イ 筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を実施した医療機関は、申請者に対する筋電電動義手の装着訓練及び適合判定の終了後、速やかに、「適合判定結果について」（様式第12号）により装着訓練及び適合判定の結果について、所轄局長に対し報告する。

ウ 申請者が筋電電動義手の装着を希望しないことを申し出た場合又は明らかに3の支給基準を満たさないことが判明した場合は、「装着訓練中止報告書」（様式第13号）により、所轄局長に対し報告する。

エ 8（4）の承認の可否は、イ又はウの報告に基づき実施する。

(2) 装着訓練及び適合判定を実施する医療機関の届出等

ア 筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を実施する医療機関は、11（3）において指定する義肢採型指導医であって、次の（ア）又は（イ）の要件に該当する医療機関とし、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長に届出を行う。

（ア） 労災保険法第29条第1項の社会復帰促進等事業として設置された病院

（イ） 社会復帰促進等事業として外科後処置に係る委託契約を締結している病院又は診療所

イ アの実施医療機関に係る届出を行おうとする医療機関は、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長に「筋電電動義手装着訓練及び適合判定実施医療機関に係る届出書」（様式第14号）（以下「届出書」という。）を提出する。

なお、提出後、提出した届出書の内容に変更が生じた場合には、届出書を提出した都道府県労働局長に遅滞なく「筋電電動義手装着訓練及び適合判定実施医療機関に係る変更届出書」(様式第 15 号)(以下「変更届出書」という。)を提出する。

ウ 届出書又は変更届出書の提出があった都道府県労働局長は、速やかに本省に報告を行う。

(3) 装着訓練の期間

筋電電動義手の装着訓練の期間は、原則として 4 週間とする。

ただし、装着訓練及び適合判定を担当する医師が、訓練期間を延長すれば確実に筋電電動義手の使用が可能であると判断する場合は、装着訓練の期間を、原則として最大 4 週間延長することができる。

10 症状照会

申請者の身体障害の状態の程度及び当該身体障害の状態に応じた義肢等補装具の必要性を判断するため、症状照会を実施する。

(1) 申請者の症状照会は、次に掲げる種目に対して行う。

下記①については、申請の都度、下記①以外は、原則、新規申請の際に症状照会を行う。

なお、下記③については、薬剤の銘柄又は用量を変更する場合についても症状照会を行う。

① 眼鏡(コンタクトレンズに限る)

② ストマ用装具

③ 浣腸器付排便剤

④ 重度障害者用意思伝達装置

(2) 所轄局長は、(1)に掲げる義肢等補装具の購入に要する費用の支給申請を受け付けた場合、申請者の診療担当医療機関に対して、申請者の「症状照会書」(様式第 16 号)により、症状照会を行う。

なお、(1) ①又は③(申請者が薬剤の銘柄又は用量の変更を希望する場合のみ)に係る購入に要する費用の支給申請を受け付けた場合、所轄局長は、診療担当医療機関において検査を受けさせるため、予め診療担当医療機関に連絡して検査の日時を決定し、その旨を申請者に「検査診断依頼書」(様式第 17 号)により連絡すること。

(3) 症状照会を受けた医療機関は、申請者の「症状照会に対する回答書」(様式第 18 号(1)～(4))について所轄局長へ提出する。

11 採型指導

(1) 採型指導は、次に掲げる種目に対して行う。

① 義肢

② 筋電電動義手

③ 上肢装具及び下肢装具

- ④ 体幹装具
- ⑤ 座位保持装置
- ⑥ 車椅子
- ⑦ 電動車椅子

(2) 採型指導の依頼

ア 所轄局長は、(1)の義肢等補装具の購入に要する費用の支給申請について承認を行ったときは、労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター及び労災指定医療機関の中から都道府県労働局長が指定した医療機関（以下「義肢採型指導医」という。）のうち、申請者が希望する医療機関に対して、「採型指導依頼書」（様式第5号）により採型指導を依頼する。

なお、採型指導の依頼は、修理費用の支給又は購入費用の再支給の場合においても、必要に応じて行う。

イ 採型指導の依頼を受けた義肢採型指導医は、当該義肢等補装具に関する採型を行うとともに、申請者の希望する義肢等補装具業者に対して採型結果に基づいた指導を行う。

なお、車椅子及び電動車椅子の採型指導に当たっては、申請者の障害に応じて必要な種類、部品及び付属品の選択について指導を行う。

(3) 義肢採型指導医の指定

ア 義肢採型指導医の指定は、医療機関からの申請に基づいて行う。

イ 義肢採型指導医の指定を受けようとする医療機関は、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長に「義肢採型指導委託申請書」（様式第6号）を提出する。

ウ イの申請書には、当該医療機関の概要を記した書類、当該医療機関の全体の平面図及び配置図、義肢採型指導担当医の医師免許証の写し、略歴及び国立身体障害者リハビリテーションセンター学院の実施する補装具適合判定医師研修会（以下「研修会」という。）の修了証の写しを添付する。

エ 次の要件を全て満たす医療機関から義肢採型指導医を指定する。

(ア) 労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター又は労災指定医療機関で整形外科診療若しくは主としてリハビリテーション医療を行う医療機関であること。

(イ) 「労災診療費算定基準について」（昭和51年1月13日付け基発第72号）の別表1に掲げる医療機関において、整形外科又はリハビリテーション医療について2年以上の専門研究の経験を有し、かつ、その期間も含め5年以上の臨床経験を有するものであって、研修会を修了した医師が、実際に義肢装具の採型指導を行うものであること。

(ウ) 本要綱で定める義肢採型指導料の額で義肢採型指導を行うものであること。

オ 都道府県労働局長は、採型指導医の指定をするときは、別紙1の契約

書例を参考に当該採型指導医と義肢採型指導に係る委託契約を締結する。
カ 都道府県労働局長は、義肢採型指導医を指定したときは、医療機関名、所在地、郵便番号、電話番号、最寄駅及び義肢採型指導担当医師名を本省あて報告する。

また、その報告事項に変更があった場合も同様とする。

キ 本要綱の実施日以前に義肢採型指導医として指定している医療機関については、本契約を締結しているものとして取り扱う。

(4) 義肢等補装具の製作等に係る検査

義肢等補装具業者は、義肢等補装具を製作又は修理したときは、当該義肢等補装具を(2)イの義肢採型指導医に提示して検査を受けるものとし、当該義肢採型指導医は、検査の結果、当該義肢等補装具が申請者に適合していると認めた場合には、その旨の「証明書」(様式第7号)を義肢等補装具業者に交付する。

12 費用の請求

(1) 義肢等補装具の購入費用又は修理費用を請求しようとする者は、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」(様式第8号(1))及び「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」を所轄局長に提出する。

(2) (1)を提出する際には、次のものを添付する。

ア 「義肢等補装具購入・修理費用内訳書」(様式第8号(2)～(4))(義肢、装具に係る購入費用又は修理費用を請求する場合に限る。)

イ 義肢採型指導医が交付した「証明書」(様式第7号)(11の採型指導を行った場合に限る。)

ウ 領収書(申請者が義肢等補装具の購入費用又は修理費用を義肢等補装具業者に支払った場合に限る。)

(3) 義肢採型指導医は、義肢採型指導料を請求しようとするときは、「義肢採型指導料請求書」(様式第9号(1))及び「義肢採型指導料内訳書」(様式第9号(2))を所轄局長に提出する。

(4) 上記9の筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を行った医療機関は、装着訓練及び適合判定に係る費用を請求しようとするときは、外科後処置実施要綱の5(4)の外科後処置に要した費用として、装着訓練及び適合判定を依頼した都道府県労働局の労働保険特別会計の支出官に請求する。

(5) 上記10の症状照会に対する回答を行った医療機関は、症状回答料を請求しようとするときは、「症状回答料請求書」(様式第19号)を所轄局長に提出する。

13 費用の額

(1) 購入及び修理

ア 義肢等補装具の購入費用又は修理費用の額は、別表2及び別表3に定める価格の100分の103に相当する額の範囲内とする。

ただし、次に掲げる購入費用又は修理費用の額については、別表2及び別表3に定める価格の100分の105に相当する額の範囲内とする。

- (ア) 別表2の(5)の眼鏡(弱視眼鏡に係るものを除く。)の支給
- (イ) 別表2の(5)の歩行補助つえ(松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖を除く。)の支給
- (ウ) 別表2の(5)のかつらの支給
- (エ) 別表2の(5)の浣腸器付排便剤の支給
- (オ) 別表2の(5)の床ずれ防止用敷ふとんの支給
- (カ) 別表2の(5)のフローテーションパッドの支給
- (キ) 別表3の(5)の盲人安全つえの項中マグネット付き石突交換
- (ク) 別表3の(5)の眼鏡の項中枠交換(弱視眼鏡に係るものを除く。)
- (ケ) 別表3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換
- (コ) 別表3の(5)の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電電池交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換及びイヤホン交換
- (サ) 別表3の(5)の人工喉頭の項中気管カニューレ交換及び充電器交換
- (シ) 別表3の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換、クッション(ゲルとウレタンフォームの組み合わせのもの)交換、クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換、クッション(特殊な空気室構造のもの)交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換、クッションカバー(防水加工を施したもの)交換、枕(オーダー)交換、リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取付用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ(雨よけ)部品交換
- (ス) 別表3の(5)の電動車椅子の項中枕(オーダー)交換、バッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取付用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換、レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換、日よけ(雨よけ)部品交換及びテーブル交換
- (セ) 別表3の(5)の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換
- (ソ) 別表3の(5)の収尿器に係る交換

- (タ) 別表 3 の (5) の介助用リフターに係る交換及び修理
- (チ) 別表 3 の (5) のフローテーションパッドに係る交換
- (ツ) 別表 3 の (5) の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、遠隔制御装置交換、注視点検出ユニット交換、CCDカメラ交換、赤外線照射セット交換及びCCDカメラ用リモコン雲台交換

イ 別表 2 及び別表 3 に定める義肢等補装具の価格には荷造運搬料（浣腸器付排便剤を除く。）、使用方法の説明及び指導等の要する費用を含むものとする。

なお、所轄局長は、荷造運搬料を別途請求されたときは、義肢等補装具の製品代が正当と認められる場合に限り、義肢等補装具の製品代と運搬料の合算額が別表 2 及び別表 3 に定める価格を超えない範囲で、これを義肢等補装具の価格に含めて支給できる。

(2) 義肢採型指導料

ア 義肢採型指導医が請求できる義肢採型指導料（車椅子及び電動車椅子は除く。）の額は、採型指導に必要な資材費を含み、義肢等補装具を装着する 1 肢につき、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下同じ）の別表第 1 医科診療報酬点数表に定める治療装具の採型ギプスの点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

なお、次の場合は、各項に掲げる区分を適用する。

(ア) 採寸を行った場合

義肢装具採寸法（1 肢につき）

(イ) 手指及び足指切断に係る採型を行った場合

治療装具の採型ギプスの義肢装具採型法（四肢切断の場合）（1 肢につき）

(ウ) 硬性以外の体幹装具に係る採型を行った場合

治療装具の採型ギプスの義肢装具採型法（四肢切断の場合）（1 肢につき）

(エ) 座位保持装置に係る採型を行った場合

治療装具の採型ギプスの体幹硬性装具採型法

イ 車椅子及び電動車椅子の義肢採型指導料の額は、採型指導に必要な資材費を含み、車椅子又は電動車椅子 1 台につき、健康保険法の規定による診療報酬の算定方法の別表第 1 医科診療報酬点数表に定める診療情報提供料（Ⅱ）の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療

費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

ウ 義肢採型指導料は、義肢等補装具の採型に伴う診察料、資材費等一切の費用を含むものとし、初診料等を別途請求することはできない。

(3) 装着訓練料及び適合判定料

装着訓練及び適合判定に要する費用は、原則として、外科後処置実施要綱の6の「費用の算定方法」により算定した額とするが、次の場合は、健康保険法の規定による診療報酬の算定方法の別表第1 医科診療報酬点数表に定める区分の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

ただし、アについては、「労災診療費算定基準について」(昭和51年1月13日付け基発第72号)において定める点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

ア 筋電電動義手の装着訓練(装着訓練20分あたり1単位とし、1日6単位までとする。)

運動器リハビリテーション料(Ⅰ)

イ 筋電電動義手の適合判定

診療情報提供料(Ⅱ)

ウ 練習用仮義手の処方、採型、装着及び調整等(訓練用仮義手1個につき1回限りとする。)

練習用仮義足又は仮義手の義肢装具採型法(四肢切断の場合)(1肢につき)

エ 練習用仮義手のソケット

別表2に定めるところによる

(4) 症状回答料

症状照会に対する回答に要する費用は、健康保険法の規定による診療報酬の算定方法の別表第1 医科診療報酬点数表に定める診療情報提供料(Ⅱ)の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

なお、検査料に要する費用は、健康保険法の規定による診療報酬の算定方法の別表第1 医科診療報酬点数表に定める点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

(5) 端数調整

算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

14 費用の支払

(1) 支給決定

義肢等補装具の購入費用及び修理費用、義肢採型指導料並びに症状回答料に係る請求書が提出されたときは、13の費用の額に定める要件を満たすものであり、かつ、義肢等補装具の購入費用及び修理費用については、別

表2及び別表3に定める種目、名称、型式、基本構造等の要件を満たすものであるかを確認の上、「補装具等支給費支出決定書」（様式第3号）により決裁の事務を行う。

(2) 支出事務

義肢等補装具の購入費用及び修理費用、義肢採型指導料並びに症状回答料を支出するときは、「支出負担行為即支出決定決議書」により決裁の事務を行う。

(3) 支出負担行為の整理区分

支出負担行為等取扱規則第14条の規定による支出負担行為の整理区分は、同規則別表甲号「25 保険金の類」とする。

(4) 支出項目

義肢等補装具の購入費用及び修理費用、義肢採型指導料並びに症状回答料は、(項) 社会復帰促進等事業費(目) 補装具等支給費から支出する。

(5) (2) の決裁に必要な書類

ア 義肢等補装具の購入費用及び修理費用の支出

(ア) 「義肢等補装具購入・修理費用請求書」(様式第8号(1))

(イ) 「補装具等支給費支出決定書」(様式第3号)

イ 義肢採型指導に要する費用の支出

(ア) 「義肢採型指導料請求書」(様式第9号(1))

(イ) 「補装具等支給費支出決定書」(様式第3号)

ウ 症状照会に要する費用の支出

(ア) 「症状回答料請求書」(様式第19号)

(イ) 「補装具等支給費支出決定書」(様式第3号)

15 旅費の支給

(1) 対象者

旅費は、次の者に支給する。

ア 義肢、上肢装具、下肢装具、体幹装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子又はかつらの採型若しくは装着のため旅行する者

イ 義眼の装嵌のため旅行する者

ウ 筋電電動義手に係る装着訓練及び適合判定のため旅行する者

エ 眼鏡(コンタクトレンズに限る。)又は浣腸器付排便剤の購入費用の支給に係る検査のため旅行する者

(2) 範囲

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとし、その範囲は、日本国内の旅行であって、次のとおりとする。

なお、必要と認められる限り、回数に制限を付さないものとする。

ア 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とする。

イ 鉄道賃及び船賃については、普通旅客運賃を支給する。また、普通急

行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のものについては急行料金を支給し、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものについては特別急行料金を支給する。

ウ 車賃は、1 キロメートルにつき、37 円とする。

エ 宿泊料は、地理的事情等により宿泊の必要が認められる場合に限り、1 夜につき 8,700 円の範囲内におけるその実費額（飲酒、遊興費、その他これらに類する費用を除く。）とする。

オ 定期券及び回数券等、運賃の割引を受けることができる場合の運賃の額は、その実費額を支給する。

カ 旅費の支給について、本要綱の規定により難い事情がある場合には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）及び同法の運用の方針に準じ、最も経済的と認められる経路及び方法により旅行した場合における旅費を支給する。

（3）手続

旅費の支給を受けようとする者は、「義肢等補装具旅費支給申請書」（様式第 10 号）を所轄局長に提出する。

所轄局長は、当該申請を受けた場合には、対象者等の要件を満たしているか否かを判断の上、承認決定等を行い、その旨を「義肢等補装具旅費支給承認・不承認決定通知書」（様式第 10 号（2））により通知するものとする。

なお、承認決定等については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法等の適用に関しては、8 の（4）のアと同様に取り扱うこととする。

（4）旅費の概算払い

ア 所轄局長は、旅行前に旅費の支給を希望する労働者について、当該労働者の経済的事由により精算払いでは旅行することが困難であると認められる場合に限り、概算払いできる。

イ 旅費の概算払いを受けた者は、旅行期間経過後、「義肢等補装具旅費精算申請書」（様式第 11 号）を所轄局長に提出し、精算を行う。

ウ 旅費の概算払いを受けた者が、相当期間経過するも旅行せず、又は旅行しないことが確実となったときは、所轄局長は当該者に支給済の旅費を返納させる。

（5）費用の支払

旅費に要する費用は、（項）社会復帰促進等事業費（目）社会復帰促進等旅費から支出することとし、支給決定及び支出事務を行うに当たっては、（2）に定める要件を満たすものであるかを確認の上、14 の（1）及び（2）に準じて取り扱う。

16 申請者等に対する請求内容の事実確認

所轄局長は、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支給決定を行うに当たり、必要に応じて、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」の記載内容（義

肢等補装具の種目、型式、個数等)と、義肢等補装具業者から申請者に引き渡された義肢等補装具の内容(種目、型式、個数等)が相違していないかを、申請者及び義肢等補装具業者に事実確認する。

17 義肢等補装具に係る費用の返還

所轄局長は、偽りその他不正の手段により義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支給を受けた者があるときは、当該費用の全部を返還させることができる。

18 社会復帰促進等事業原票の記載

所轄局長は、被災労働者ごとに支給状況を明らかにするため社会復帰促進等事業原票に記載を行う。

19 被災労働者に対する周知

労働基準監督署長は、業務災害又は通勤災害により傷病を被った者(以下「被災労働者」という。)の「障害(補償)給付」、「傷病(補償)年金」の支給決定及び治癒等の時期をとらえて、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支給対象者となり得る被災労働者に対し、当該費用の支給に関する資料を交付し説明する等により制度の周知を行う。

20 施行期日

平成24年4月6日付け基発0406第4号による改正後の本要綱は、平成24年4月6日から施行し、平成24年4月1日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。

別表1 義肢等補装具購入費用の支給対象者及び対象範囲

支給種目	購入費用の支給対象者 (各項目のいずれかに該当する者)	購入費用の 対象範囲	備 考
1 義肢	(1) 上肢又は下肢の全部又は一部を亡失したことにより、労災保険法による障害補償給付又は障害給付（以下「障害（補償）給付」という。）の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 上肢又は下肢の全部又は一部を亡失したことにより、労災リハビリテーション医療指定施設又は診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に基づき定められた特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）のうち、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関のうち労災指定医療機関となっている医療機関において療養し、かつ、労災保険法による療養補償給付又は療養給付（以下「療養（補償）給付」という。）を受けている者であって、症状固定後に障害（補償）給付を受けることが明らかである者 (3) 11の車椅子の支給対象者の(1)から(3)のいずれかに該当する者又は12の電動車椅子の支給対象者の(1)から(3)のいずれかに該当する者で、特に必要と認められるもの	1障害部位につき2本を支給対象とする。 原則、装飾用、能動式、常用、作業用の型式のなかから異なる型式のものを各1本づつ支給対象とする。なお、申請者の希望、障害の状態を考慮し、必要に応じ、同一の型式のものを2本支給対象としても差し支えない。 ただし、1-(2)の筋電電動義手の購入費用の支給を受ける者については、筋電電動義手を装着する上肢に対する義肢の支給対象本数は、1本とする。	(1) 断端袋については、別表2に定める断端袋の年間上限額の範囲内で必要な枚数を支給対象とすることから、年間の支給累計額の確認を行うため、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）は、断端袋の購入費用の支給都度、社会復帰促進等事業原票の「備考」欄に、支給日及び支給額を記載すること。 (2) 訓練用仮義足については、療養の給付として行われるものであり、社会復帰促進等事業としては購入費用を支給することはできない。 (3) 左欄支給対象者の(3)中の「特に必要と認められるもの」とは、義足を使用することによって起立程度が可能となる場合をいう。
	(4) 既に装着していた義肢で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったものを有する者	き損した義肢1本につき1本を支給対象とする。	
	(5) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された義肢であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	耐用年数を超えたもの1本につき1本を支給対象とする(骨格構造(モジュール)義肢にあつては、耐用年数を超えた部品1個につき部品1個とする)。	

1-(2) 筋電電動義手	(1) 両上肢を手関節以上で失ったことにより、障害（補償）給付を受けた者又は受ける見込まれる者で、次の要件を全て満たす者 ア 手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号を検出できること イ 筋電電動義手を使用するに足る判断力を有すること ウ 筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力を有すること エ ソケットの装着が可能である断端を有すること オ 肩及び肘の関節の機能に著しい障害がないこと (2) 1上肢を手関節以上で失うとともに、他上肢の用が全廃又はこれに準じた状態になったことにより、障害（補償）給付を受けた者又は受ける見込まれる者で、上記(1)のアからオの要件を全てを満たす者	1人につき1本を支給対象とする。	(1) 「全廃」には、高度の麻痺が認められるものを含む。 (2) 「手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号を検出できること」とは、筋電電動義手が筋電信号を制御信号として、筋電電動義手の手先装置の開閉を行うことから、手先装置の開閉を行うことのできる程度の筋電信号を発生させることができ、かつ、筋電信号の分離が可能であることをいう。 (3) 「筋電電動義手を使用するに足る判断力を有すること」とは、通常の弁識能力を有することをいい、担当医師の意見により判断すること。 (4) 「筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力を有すること」とは、筋電電動義手が比較的重量のある義手であることから、筋電電動義手を使用するためには、切断肢に筋電電動義手を装着して、当該義手を上下左右に移動させることが可能である程度の筋力を有していることをいう。 (5) 「ソケットの装着が可能である断端を有すること」とは、段端に筋電電動義手のソケットの適合や筋電信号の検出及び分離に支障を来たす皮膚障害（瘢痕又は皮膚植皮等）がないことをいう。 (6) 「肩及び肘の関節の機能に著しい障害がないこと」とは、筋電電動義手の能力を十分に発揮するために必要な程度の肩及び肘の関節可動域を有していることをいい、担当医師の意見により判断すること。 (7) 所轄局長は、筋電電動義手の購入費用の支給に当たっては、医師の意見を尊重すること。
2 上肢装具及び下肢装具	(1) 上肢又は下肢の機能に障害を残すことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受ける見込まれる者 (2) 下肢装具について、11の車椅子の支給対象者の(1)から(3)のいずれかに該当する者又は12の電動車椅子の支給対象者の(1)から(3)のいずれかに該当する者で、特に必要と認められるもの	1障害部位につき2本を支給対象とする。	左欄支給対象者の(2)中の「特に必要と認められるもの」とは、下肢装具を使用することによって起立程度が可能となる場合をいう。

	(3) 既に装着していた上肢装具又は下肢装具で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったものを有する者 (4) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された上肢装具又は下肢装具であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	き損した上肢装具又は下肢装具1本につき1本を支給対象とする。 耐用年数を超えたもの1本につき1本を支給対象とする。	
3 体幹装具	(1) せき柱に荷重障害を残すことにより、障害等級第8級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された体幹装具であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1個を支給対象とする。	
4 座位保持装置	(1) 四肢又は体幹に著しい障害を残すことにより、障害等級第1級の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、座位が不可能若しくは著しく困難な状態にあると認められるもの (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された座位保持装置であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1台を支給対象とする。	座位保持装置は、脳血管障害等による四肢麻痺等の神経系の障害又は両上・下肢の欠損、機能障害のため、座位が不可能若しくは著しく困難な状態にあるものと認められる者購入費用をするものであることから、所轄局長は、その判断に際して、必要に応じ、専門医又は診療担当医等の専門的意見を聴取する等の措置を講じること。
5 盲人安全つえ	(1) 両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第4級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 既に使用していた盲人安全つえで、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、使用不能となったものを有する者 (3) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された盲人安全つえであって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1本を支給対象とする。	視力障害の程度は、矯正視力により測定したものとする。
6 義眼	(1) 1眼又は両眼を失明したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 既に装嵌していた義眼で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、使用不能となったものを有する者 (3) 社会復帰促進等事業として購入費用	失明した1眼につき1個を支給対象とする。	義眼装嵌のために要する診療は、社会復帰促進等事業の外科後処置として行うこと。

	を支給された義眼であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者		
7 眼鏡（コンタクトレンズを含む。）	(1) 1眼又は両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第13級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された眼鏡であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1障害につき1個を支給対象とする。	(1) 視力障害の程度は、矯正視力により測定したものとする。 (2) 所轄局長は、受給者の希望に応じて矯正眼鏡に代えてコンタクトレンズを支給対象とすることができるが、コンタクトレンズの購入費用の支給に当たっては、症状照会に対する回答書（様式第号(1)）により、装用が可能であるか確認すること。
8 点字器	(1) 両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第4級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された点字器であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1台を支給対象とする。	視力障害の程度は、矯正視力により測定したものとする。
9 補聴器	(1) 1耳又は両耳に聴力障害を残すことにより、障害等級第11級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された補聴器であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1障害につき1器を支給対象とする。	両耳の障害の場合であっても、1人につき1器を支給対象とする。
10 人工喉頭	(1) 言語の機能を廃したことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された人工喉頭であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1障害につき1個を支給対象とする。	
11 車椅子	(1) 両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、義足及び下肢装具の使用が不可能であるもの (2) 両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養（補償）給付を受けている者（概ね3か月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く。）であって、傷病が症状固定した後においても	1人につき1台を支給対象とする。	(1) 車椅子は、両下肢の障害により義足又は下肢装具を使用しても歩行が不可能な者に購入費用を支給するものであることから、その判断に際し、所轄局長は、必要に応じ専門医又は診療担当医等の専門的意見を聴取する等の措置を講じること。 (2) 車椅子は、独力で使用することができない者購入費用を支給しないこと（支給対象者の(6)又は(7)に該当す

義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかであるもの

- (3) 両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、労災保険法による傷病補償年金又は傷病年金(以下「傷病(補償)年金」という。)の支給決定を受けた者であって、当該傷病の療養のために通院している者で、義足及び下肢装具の使用が不可能であるもの
- (4) 既に使用していた車椅子で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったものを有する者
- (5) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された車椅子であって、別表2に定める耐用年数を超えたもの
- (6) 12の電動車椅子の支給対象者の(1)から(4)のいずれかに該当する者で、特に必要と認められるもの
- (7) 22のギャッチベッドの支給対象者に該当する者で、特に必要と認められるもの

る場合を除く。)。

なお、支給対象者の(6)又は(7)に該当する場合は、手押し型車椅子の購入費用を支給すること。

- (3) レバー駆動型車椅子は、レバー操作により片手で駆動できる車椅子であることから、片麻ひ被災者等両手で車椅子を操作することが困難な者に購入費用を支給すること。
- (4) 簡易電動型車椅子は、居住地等の状況から悪路の走行や登坂が多く見込まれる場合であって、手指の障害、腕力の低下等から他の型の車椅子を使用することが困難な者に購入費用を支給すること。
- (5) 左欄支給対象者の(6)中の「特に必要と認められるもの」とは次の場合をいう。
 - ① 自動車により移動する際、電動車椅子の積載が不可能な場合
 - ② 居住する家屋内を移動する際、家屋の構造等により電動車椅子の使用が不可能な場合
- (6) 左欄支給対象者の(7)中の「特に必要と認められるもの」とは、手押し型車椅子が必要な場合をいう。
- (7) 「全廃」には、高度の麻痺が認められるものを含む。
- (8) 下記の付属品は、各々の付属品の支給要件を満たす者に購入費用を支給すること。
 - ① ステッキホルダー
歩行補助つえを併給されている者で、ステッキホルダーを必要とする場合
 - ② 泥よけ
未舗装路の走行を頻繁に行う者で、身体又は服の汚れを防止するために泥よけを必要とする場合
 - ③ 屋外用キャスター
屋外、不整地、段差の多い場所などで車椅子を使用することが多い者、又は、腰痛等の症状があり車椅子の振動により当該症状が悪化するおそれがある者で、屋外用キャスターに取り替える必要がある場合
 - ④ 転倒防止用装置
頸髄損傷者等で、筋肉の著しい低下等機能障害により体幹のバランスが悪く後方へ転倒するおそれ

			がある場合 ⑤ 滑り止めハンドリム 握力又は筋肉の著しい低下等上肢に機能障害がある者で、滑り止めハンドリムに交換しなければ車椅子の使用が困難である場合 ⑥ キャリパーブレーキ 介助者が手押し型車椅子の使用に当たって、手押し型車椅子を頻繁に利用する道路等に登坂が多く支給対象者の安全を確保するために必要とする場合 ⑦ フットブレーキ 手押し型車椅子の利用に当たって、介助者が手動ブレーキの使用が困難で支給対象者の安全を確保するために必要とする場合 ⑧ 酸素ボンベ固定装置 酸素ボンベを常用している呼吸機能障害者が、手押し型車椅子を使用するに当たって、酸素ボンベ固定装置を必要とする場合 ⑨ 人工呼吸器搭載台 常時人工呼吸器を必要とする呼吸機能障害者が、手押し型車椅子を使用するに当たって、人工呼吸器搭載台を必要とする場合 ⑩ 栄養パック取付用ガートル架 経管栄養により食事を摂取している者が、手押し型車椅子を使用するに当たって、栄養パック取付用ガートル架を必要とする場合 ⑪ 点滴ポール 点滴を必要とする者が、手押し型車椅子を使用するに当たって、点滴ポールを必要とする場合
12 電動車椅子	(1) 両下肢及び両上肢に著しい障害を残すことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、車椅子の使用が著しく困難であると認められるもの (2) 両下肢及び両上肢の傷病に関し、療養(補償)給付を受けている者(概ね3か月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く。)で、傷病が症状固定した後においても車椅子の使用が不可能であることが明らかに認められるもの (3) 両下肢及び両上肢に著しい障害を残すことにより、傷病(補償)年金の支給決	1人につき1台を支給対象とする。	(1) 電動車椅子の支給対象者は、高度の四肢麻ひ等の障害のため、車椅子の使用が著しく困難な者であることから、所轄局長は、可能な限り実情に即して判断することとし、判断に際しては、専門医又は診療担当医等の専門的意見を聴取する等の措置を講じること。 (2) 電動車椅子は、重度障害者に購入費用を支給するものであるため、使用上の安全を期するため、利用施設の整備状況、操作の習熟の程度、安全に使用することができる能力の有

定を受けた者であって、当該傷病の療養のために通院している者で、車椅子の使用が不可能であるもの

- (4) 業務災害又は通勤災害により呼吸器又は循環器の障害を受けた者であって、次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、車椅子の使用が著しく困難であると認められるもの

ア 呼吸器又は循環器の障害により、傷病(補償)年金第1級の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者

イ 呼吸器の障害により、障害(補償)給付第1級の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者で、次のいずれかの要件に該当する者

(ア) 動脈血酸素分圧が50Torr以下であること

(イ) 動脈血酸素分圧が50Torrを超え60Torr以下であり、動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲(37Torr以上43Torr以下)にないこと

(ウ) 高度の呼吸困難が認められ、かつ、%1秒量が35以下又は%肺活量が40以下であること

- (5) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された電動車椅子であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者

無、介助の確保の状況等を十分考慮するとともに、在宅重度障害者に購入費用を支給する場合には、これらの施設等の整備が必ずしも十分とはいえないことから、介助の状況、操作の習熟の程度、使用環境、重度障害者の日常生活上における電動車いすの恒常的な必要性の有無等について、特に十分な検討及び指導を行うこと。

- (3) 電動リフト式普通型電動車椅子は、職業上の必要性から電動車いすの座面の高さの調整を必要とする者又は介護人と同居していない者であって当該電動車椅子を使用することにより自力乗降が可能となる者等に購入費用を支給すること。

- (4) 下記の付属品は、各々の付属品の支給要件を満たす者購入費用をすること。

① ステッキホルダー

歩行補助つえを併給されている者で、ステッキホルダーを必要とする場合

② 屋外用キャスター

屋外、不整地、段差の多い場所などで電動車椅子を使用することが多い者、又は、腰痛等の症状があり電動車椅子の振動により当該症状が悪化するおそれがある者で、屋外用キャスターに取り替える必要がある場合

③ 転倒防止用装置

頸髄損傷者等で、筋肉の著しい低下等機能障害により体幹のバランスが悪く後方へ転倒するおそれがある場合

④ クライマーセット

頻繁に屋外の段差の多い場所で電動車椅子を使用することが多い者で、段差越えが困難である場合

⑤ フロントサブホイール

電動車椅子の細かなコントロールが困難な高位頸髄損傷者等で、頻繁に利用する道路等において、電動車椅子の脱輪等による危険のおそれがある場合

⑥ 酸素ボンベ固定装置

酸素ボンベを常用している呼吸機能障害者が、電動車椅子を使用

			するに当たって、酸素ボンベ固定装置を必要とする場合 ⑦ 人工呼吸器搭載台 常時人工呼吸器を必要とする呼吸機能障害者が、電動車椅子を使用するに当たって、人工呼吸器搭載台を必要とする場合 ⑧ 栄養パック取付用ガードル架 経管栄養により食事を摂取している者が、電動車椅子を使用するに当たって、栄養パック取付用ガードル架を必要とする場合 ⑨ 点滴ポール 点滴を必要とする者が、電動車椅子を使用するに当たって、点滴ポールを必要とする場合
13 歩行車	(1) 高度の失調又は平衡機能障害を残すことにより、障害等級第3級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された歩行車であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1台を支給対象とする。	
14 収尿器	(1) せき髄損傷、外傷性泌尿器障害及び尿路系腫瘍等の傷病のため、尿失禁を伴うこと又は尿路変向を行ったことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された収尿器であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき2器を支給対象とする。 ただし、人口膀胱用簡易型(使い捨て型)については、別表2に定める価格の範囲内で所轄局長が必要と認めた数とする。	(1) 所轄局長は、回腸導管用収尿器を装着する際に使用する両面粘着シートについては、1日1枚使用するものとして1年分(12箱(1箱30枚入))をまとめて支給対象とすることができる。 (2) 所轄局長は、簡易型については、対象者の傷病の状態(皮膚炎の有無及び便の形状等)及び生活状態により、製品の種類及び交換間隔等を考慮し、必要と認める数を対象とする。 また、所轄局長は、その判断に際しては、必要に応じ専門医又は診療担当医の専門的意見を聴取する等の措置を講じること。 (3) 簡易型の購入費用の支給を希望する者については、現に回腸導管用又は尿管瘻用の収尿器を使用している場合、当該収尿器の耐用年数経過後に購入費用を支給すること。
15 ストマ用装具	(1) 大腸又は小腸に人工肛門を造設したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者	別表2に定める価格の範囲内で所轄局長が必要と認めた数を支給対象	(1) 所轄局長は、ストマ用装具について、対象者の傷病の状態(皮膚炎の有無及び便の形状等)及び生活状態に

	(2) 大腸又は小腸に皮膚瘻を残し、腸内容の全部若しくは大部分が漏出すること又は腸内容がおおむね1日に100ml以上を漏出することにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受ける見込まれる者 (3) 大腸又は小腸に皮膚瘻を残し、腸内容が1日に少量を漏出することにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、特に医師がストマ用装具の使用の必要があると認めるもの	とする。	より、製品の種類及び交換間隔等を考慮し、必要と認める数を支給対象とすることができる。 (2) 所轄局長は、ストマ用装具の購入費用の支給の可否、支給する製品の種類及び支給数については、症状照会に対する回答書(様式第号(2))により判断すること。
16 歩行補助つえ	(1) 下肢の全部又は一部を亡失し、又は下肢の機能に障害を残すことにより、障害等級第7級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受ける見込まれる者であって、義足又は下肢装具の使用が可能であるもの (2) 既に使用していた歩行補助つえで、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったものを有する者 (3) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された歩行補助つえであって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者 (4) 11の車椅子の支給対象者の(1)から(3)のいずれかに該当する者又は12の電動車椅子の支給対象者の(1)から(3)のいずれかに該当する者で、特に必要と認められるもの	1人につき1本を支給対象とする。 ただし、両下肢に障害のある場合には、必要に応じ2本を支給対象とする。	左欄支給対象者の(4)中の「特に必要と認められるもの」とは、歩行補助つえを使用することによって起立程度が可能となる場合をいう。
17 かつら	(1) 頭部に著しい醜状を残すことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受ける見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給されたかつらをき損した者(故意にき損した者を除く。)	1人につき1個を支給対象とする。	
18 浣腸器付排便剤	せき髄損傷者又は排便反射を支配する神経の損傷により、用手排便を要する状態又は恒常的に1週間に排便が2回以下の高度な便秘を残すことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受ける見込まれる者で、医師が浣腸器付排便剤の使用の必要があると認めるもの	1人につき3日に1個の割合で支給対象とする。	(1) 所轄局長は、3日で1個の割合で算出した60本(6か月分)をまとめて支給対象とすることができる。 (2) 浣腸器付排便剤については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号)に記載された薬剤を支給対象とすること。 (3) 所轄局長は、浣腸器付排便剤の購入費用の支給の可否、支給する浣腸器付排便剤の銘柄、用量及び支給個数については、症状照会に対する回答書(様式第18号(3))により判断す

			ること。
19 床ずれ防止用敷ふとん	傷病(補償)年金又は障害(補償)給付を受けている神経系統の機能に著しい障害を残す者又は両上下肢の用の全廃若しくは両上下肢を亡失した者のうち、常時介護に係る介護補償給付又は介護給付を受けている者	1人につき1枚を支給対象とする。	「全廃」には、高度の麻痺が認められるものを含む。
20 介助用リフター	(1) 次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウからカまでのすべてに該当する者に支給する(新規支給の場合は、カの要件を除くものとする。) ア 傷病(補償)年金の支給決定を受けた者のうち、傷病等級第1級第1号若しくは第2号に該当するもの又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められるものであって、自宅療養者又は義肢等の支給申請の日から3カ月以内に退院し、自宅で療養すると見込まれる入院療養者であること イ 障害(補償)給付を受けた者又は受けると見込まれる者のうち、障害等級第1級第3号若しくは第4号に該当するもの又はこれらと同等程度の障害の状態にあると認められるもの ウ 車椅子又は義肢の使用が不可能であること エ 当該療養者の症状並びに介助用リフターの性能及び操作方法を理解し、介助用リフターを安全に使用できる介護人がいること オ 当該療養者の家屋の構造が、介助用リフターの円滑な移動に適するものであること カ 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された介助用リフターであって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者であること	1人につき1台を支給対象とする。	(1) 支給対象者のうち、傷病等級第1級第1号又は第2号に該当する者と同程度とは、両上下肢の用の全廃、両上下肢の亡失、両上肢の亡失でかつ両下肢の用の全廃又は両上肢の用の全廃でかつ両下肢の亡失等の症状で常時介護を受けているものをいう。 (2) 「全廃」には、高度の麻痺が認められるものを含む。 (3) 所轄局長は、「介護人」及び「家屋構造」について、義肢等支給修理申請書に添付する「介護人等の状況報告書」(様式第1号(2))及び支給するリフターの形態、家屋の構造等を総合的に勘案し、購入費用の支給の適否を決定すること。 (4) 支給対象とする介助用リフターは、他者の操作を要するものであって、移動式(つり上げ装置、ヘッドシート付き)のものをいう。 (5) 所轄局長は、購入費用の支給決定に当たっては、必要に応じ、傷病の状態、介護及び介護人の状況並びにリフターの実効性について、診療担当医から専門的意見を聴取する等の措置を講じること。
21 フローテーションパッド	(1) 社会復帰促進等事業として支給された車椅子又は電動車椅子を使用する者のうち、床ずれがでん部又は大腿部に発生するおそれがあり、かつ、診療担当医がフローテーションパッドの使用を必要と認めたもの (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給されたフローテーションパッドであって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1枚を支給対象とする。	フローテーションパッドは、その支給時において、現に床ずれが発生していることを要件とするものではなく、床ずれが発生するおそれがあり、フローテーションパッドの使用が必要であると診療担当医が認めた場合に購入費用の支給を行うこと。

22 ギャッチ ベッド	次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)に該当する者に支給する。 (1) 傷病(補償)年金の支給決定を受けた者のうち、傷病等級第1級第1号若しくは第2号に該当するもの又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められるもので、かつ、自宅療養者(義肢等の支給申請の日から3か月以内に退院し自宅で療養すると見込まれる入院療養者を含む。)であるもの (2) 障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者のうち、障害等級第1級第3号若しくは第4号に該当するもの又はこれらと同等程度の障害の状態にあると認められる者 (3) 車椅子(手押し型車椅子を除く。)又は義肢の使用が不可能である者	1人につき1台を支給対象とする。	(1) 対象とするギャッチベッドは、原則として利用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する特殊寝台とする。 (2) 支給対象者のうち、傷病等級第1級第1号又は第2号に該当する者と同程度とは、両上下肢の用の全廃、両上下肢の亡失、両上肢の亡失でかつ両下肢の用の全廃又は両上肢の用の全廃でかつ両下肢の亡失等の症状で常時介護を受けているものをいう。 (3) 「全廃」には、高度の麻痺が認められるものを含む。 (4) 電動式ギャッチベッドは、介護人と同居していない者であって当該ギャッチベッドを使用することにより自力で起き上がることが可能となる者等に購入費用を支給すること。
23 重度障害 者用意思伝 達装置	(1) 両上下肢の用を全廃又は両上下肢を亡失し、かつ、言語の機能を廃したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者で、重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難であると認められるもの (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された重度障害者用意思伝達装置であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1台を支給対象とする。	(1) 「重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難であると認められるもの」とは、重度障害者用意思伝達装置が、まばたき、息を吹くなどの非常に小さな動作により、「はい、いいえ」等の意思表示を可能とする機器であることから、まばたき等の非常に小さな動作しかできないものをいい、手を挙げる、首を動かすなどの意思表示を伝える動作が可能であるものは含まれない。 なお、重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難であるかについては、症状照会に対する回答書(様式第号(4))に基づき判断すること。 (2) 「全廃」には、高度の麻痺が認められるものを含む。 (3) 支給対象者については、重度障害者用意思伝達装置を使用する者が、意思を決定する能力を明らかに有することが必要であることから、接点式入力装置(スイッチ)、帯電式入力装置(スイッチ)、筋電式入力装置(スイッチ)、光電式入力装置(スイッチ)、呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)、圧電素子式入力装置(スイッチ)又は画像処理による

		眼球注視点検出式入力装置（スイッチ）のいずれかにより、自己の明確な意思を入力することができる者に限る。 (4) 重度障害者用意思伝達装置の購入費用を支給するに当たっては、自己の明確な意思を入力することができる者であるか並びに機種及びセンサーの選定については、症状照会に対する回答書(様式第18号(4))に基づき判断すること。 (5) 画像処理による眼球注視点検出式入力装置については、当該入力装置以外の入力装置の使用が不可能であって、当該入力装置によらなければ意思の伝達が不可能である者に購入費用を支給すること。
--	--	---

別表2 支給基準

(1) 義肢 ― 殻構造義肢

名 称	型 式	使 用 材 料 ・ 部 品 及 び 工 作 法	価 格	備 考	
上腕義手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。 肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないよう留意すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。		
	作 業 用	ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。 その他は装飾用と同じ。			
	能 動 式	ハ ン ド 型 手 部 付			アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。 コントロールケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。 肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。 肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。
		フ 手 ッ 部 ク 付 型			手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。
	筋 電 電 動 式				アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す

			ること。
肩 義 手	装 飾 用		肩継手は、可動で外転式、屈曲－伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。 ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。 その他は上腕義手装飾用と同じ。
	作 業 用		肩継手は、必要に応じ固定できること。 その他は上腕義手作業用と同じ。
	能 動 式 普 通 用	ハ 手 ン 部 ド 付 型	肩継手は、装飾用と同じ。 コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにすること。 外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。 その他は上腕義手能動式と同じ。
		フ 手 ッ 部 ク 付 型	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。
	能 動 式 肩 甲 鎖 骨 切 除 用	ハ 手 ン 部 ド 付 型	ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。 肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。 その他は能動式普通用と同じ。
		フ 手 ッ 部 ク 付 型	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。
肘 義 手	装 飾 用		上腕義手装飾用と同じ。
	作 業 用		幹部は、作業種目を考慮したものとする。 その他は上腕義手作業用と同じ。
	能 動 式		上腕義手能動式と同じ。
	筋 電 電 動 式		上腕筋電電動式と同じ。
前腕義手	装 飾 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す

		ること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。 切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。
作	業	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 必要に応じて上腕カフ（締革）にハーネスを付けること。 ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。
能	長ハ	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。 ・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 ・ 中断端用には、肘の屈曲 — 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135° の屈曲を妨げることのないように留意すること。 ・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。 肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行う
動	断ン	
	端ド	
	用型	
式	長フ	
	断ッ	
	端ク	
	用型	
	中ハ	コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。 肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行う
	断ン	
	端ド	
	用型	
	中フ	
	断ッ	
	端ク	
	用型	
	短ハ	コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行う
	断ン	
	端ド	
	用型	
	短フ	
	断ッ	
	端ク	

		用 型	こと。	
		筋 電 電 動 式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	
手 義 手	装 飾 用		前腕義手装飾用と同じ。	
	作 業 用		前腕義手作業用と同じ。	
	能 動 式		前腕義手能動式長断端用と同じ。	
	筋 電 電 動 式		前腕筋電電動式と同じ。	
手部義手	装 飾 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手袋型とすること。	
	作 業 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。	
手指義手	装 飾 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。	
	作 業 用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 指部は、作業に適するよう形成すること。	
股 義 足	常 用	普 通	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付けること。 大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。 アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。	大腿短断端を含む。

		運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。	
	カナディアン式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。 歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。 カップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。 両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。	
	作業用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。	
大腿義足	常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。 ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。	
	吸着式常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、切断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。 義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。 膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実に信頼性のあるものを用い、	差込吸着式を含む。

			使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。 切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。 SACH足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。 切断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には切断端末部に空気室を設けてもよいこと。		
	作	業	用	耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度を持たせること。 その他は常用と同じ。	
膝義足	常	用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。 ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。 下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。 膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。 膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。		
	作	業	用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用に同じ。	
下腿義足	常	用	普通 （軽便式を含む）	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。 膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理	

		を施すこと。 大腿もも締め筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。	
P T B 式		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、カップリングを用いて試歩行を行った上で組み立てること。 精密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省いてもよいこと。その場合、切断端末部はクッション材で支持すること。 外装は、強化プラスチック仕上げとすること。 膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。 膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、切断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。 適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。	サイム切断を含む。
P T S 式		ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることで、義足を懸垂させること。 採型後ギブスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。 その他はPTB式と同じ。	
K B M 式		義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF A J A Lの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。 膝蓋靱帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。 その他はPTS式と同じ。	

	作 業 用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は常用普通と同じ。	
果 義 足		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 義足の懸垂は、切断端の形状を利用し、ソケットを切断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。 足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性を利用したものとする。 特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。	ピロゴフ切断を含む。
足根中足 義足	鋼 板 入 り	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 切断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。 足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。 足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。	
	足 袋 型	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。 断端から踵までを包み足袋型とすること。 締付けは、前後いずれでもよいこと。 足部は、牛なめし革を張り付けること。	
足指義足		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。	

(注)

- 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
- 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。
- 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 4 殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。

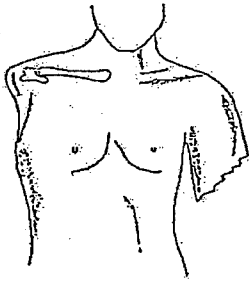
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケット製作	ストックネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本的指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストックネットの被覆及びラミネーション 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

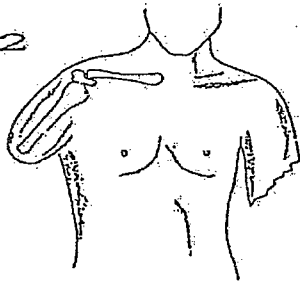
イ 採型区分

A 義手

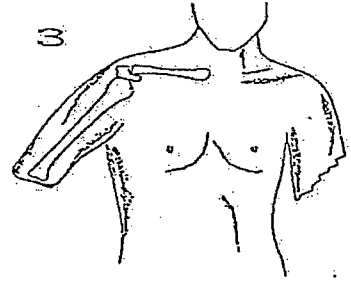
1



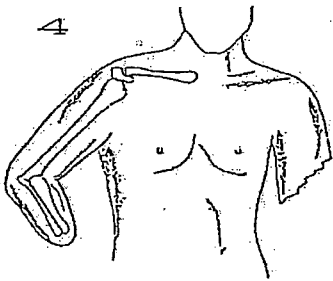
2



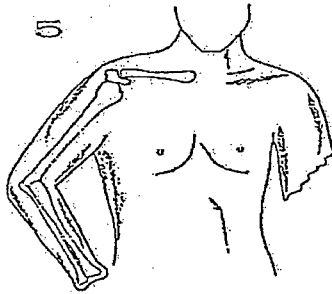
3



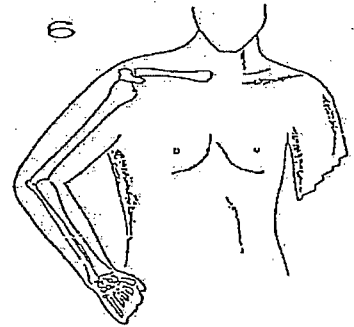
4



5



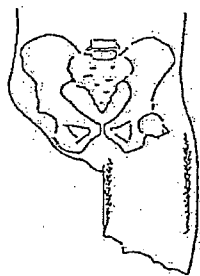
6



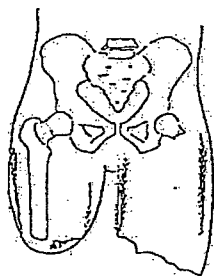
7



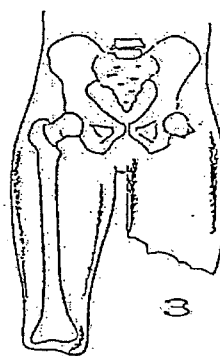
B 義 足



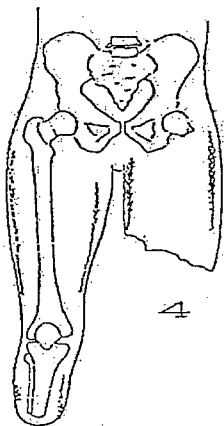
1



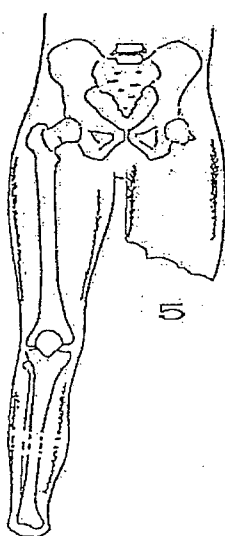
2



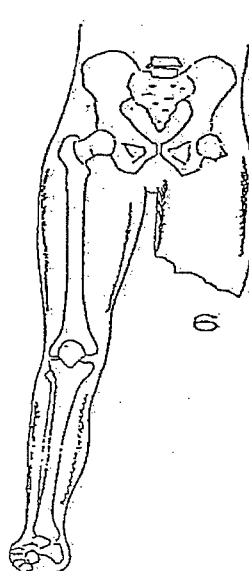
3



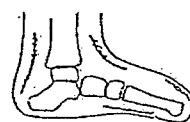
4



5



6



7

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	装 飾 用	33,400	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとすること。
		作 業 用	33,400	
		能 動 式	44,500	
	A-2	装 飾 用	35,600	吸着式は、25,900円増しとすること。
		作 業 用	35,600	
		能 動 式	41,800	
		筋電電動式	72,400	
	A-3	装 飾 用	32,500	吸着式は、25,900円増しとすること。
		作 業 用	32,500	
		能 動 式	37,600	
		筋電電動式	72,500	
	A-4	装 飾 用	31,500	顎上支持式は、12,900円増しとすること。 スプリット式は、19,400円増しとすること。
		作 業 用	31,500	
		能 動 式	33,100	
		筋電電動式	71,400	
	A-5	装 飾 用	28,600	
		作 業 用	28,600	
		能 動 式	32,600	
		筋電電動式	70,700	
	A-6	装 飾 用	11,000	
		作 業 用	11,000	
		能 動 式	16,500	
	A-7	装 飾 用	8,750	
		作 業 用	12,800	
義 足 用	B-1	受 皿 式	86,300	片側骨盤切断用は、17,600円増しとすること。
		カナディアン式	86,300	
	B-2	差 込 式	54,000	短断端切断用キップシャフトは、49,500円増しとすること。 I R C ソケットは、54,200円増しとすること。
		ライナー式	97,800	
		吸 着 式	140,800	
	B-3	差 込 式	52,300	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。
		ライナー式	72,400	
		吸 着 式	115,400	
	B-4	差 込 式	40,500	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。
		P T B 式	63,000	
		P T S 式	78,100	
		K B M 式	80,700	
	B-5	差 込 式	43,200	
		有 窓 式	65,100	
	B-6		22,600	
	B-7		17,400	

(注)

- 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、44,200円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、顎上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であつて、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,800 8,800 19,800 5,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 熱硬化性樹脂 (筋電電動式)	9,550 11,600 13,600 6,550 21,000	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 熱硬化性樹脂 (筋電電動式)	9,550 12,600 13,600 4,650 21,000	
	A-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 熱硬化性樹脂 (筋電電動式)	8,400 11,500 13,300 4,600 20,800	
	A-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 熱硬化性樹脂 (筋電電動式)	10,100 8,700 12,600 6,600 20,800	
	A-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,250 8,450 10,200 6,400	
	A-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	3,800 3,850 3,300	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21,400 34,800 14,700	
	B-2	木 製	47,400	エアクッションソケットは、15,000円増しとす

	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14,200 18,600 27,100 15,900	ること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,200円増しとすること。
B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14,500 24,000 40,100 18,100	エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,000円増しとすること。
B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,400 16,900 24,600 12,800	エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,300円増しとすること。
B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,800 17,200 23,300 10,100	エアクッションソケットは、12,500円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、8,800円増しとすること。
B-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,700 10,100 21,500 9,950	エアクッションソケットは、11,800円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,400円増しとすること。
B-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,850 19,600 9,500	

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使用材料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	皮 革	4,350	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,450	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,450	
	A-2	皮 革	3,850	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,200	

義 足 用	A-3	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,850 4,300 7,200	
	A-4	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,700 4,300 6,950	
	A-5	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,700 4,300 6,950	
	B-1	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	6,400 4,900 9,700	
	B-2	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	4,950 4,550 6,450 8,950 40,400	
	B-3	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	5,550 4,700 8,900 9,850 43,500	
	B-4	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	4,100 4,350 6,650 7,700 34,800	
	B-5	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,350 7,000 7,600	
	B-6	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	2,750 3,150 5,500	
	B-7	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	2,100 2,500 4,250	
(注)				
1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。				
2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。				

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用	肩 部		8,350	
	能 動 式	上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	7,450 23,200	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	9,500 19,000	
	作 業 用	上 腕 部		7,450	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用 する場合に限ること。
		前 腕 部		9,500	前腕義手用に幹部を使用する場合に限 ること。
	筋 電 電 動 式	上 腕 部	熱硬化性樹脂	27,100	
		前 腕 部	熱硬化性樹脂	27,000	
義 足 用	常 用	股 部		10,200	
		大 腿 部	木 製	30,300	
			アルミニウム、セルロイド	30,600	
			熱硬化性樹脂	31,600	
		下 腿 部	木 製	26,400	
			アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	27,700 31,100	
		足 部	軟性発泡樹脂	14,200	
	作 業 用	大 腿 部		58,300	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用 する場合に限ること。
		下 腿 部		27,700	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限 ること。

(注)

- 1 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。
- 2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,650 円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭用ベルトハーネス一式	20,800	
		肩たすき一式	10,400	
	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	20,600	
		肩たすき一式	10,500	
		8字ハーネス一式	9,500	
	前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	17,600	
		8字ハーネス一式	7,700	
		9字ハーネス一式	4,950	
		たわみ継手（一組）	2,350	
		前方支持バンド	2,350	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,000	
義 足 懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	懸垂帯一式	14,800	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,200	
		肩吊带	6,250	
		腰バンド	8,600	
		横吊带	1,600	
		義足用股吊带	2,050	価格は、1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰バンド	8,600	
		横吊带	2,200	
		大腿もも締め一式	11,100	
		P T B 膝カフ一式	8,550	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B 膝カフに準ずること。

(オ) 外 装

名 称	外装部位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	5,450	
		プラスチック	15,000	
		塗 装	1,950	
	上 腕 部	皮 革	5,550	
		プラスチック	14,500	
		塗 装	1,700	
	前 腕 部	皮 革	5,450	
		プラスチック	11,400	
		塗 装	1,800	
義 足 用	股 部	皮 革	9,900	
		プラスチック	16,500	
		塗 装	3,200	
	大 腿 部	皮 革	8,150	
		プラスチック	14,700	
		塗 装	2,850	
	下 腿 部	皮 革	7,400	
		プラスチック	12,800	
		塗 装	2,550	
	足 部	表 革	5,000	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。
		裏 革	3,450	
		塗 装	3,300	
		リアルソックス	1,050	

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別表２－２に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義 手	上 腕 義 手	装 飾 用 作 業 用	4 3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
	肩 義 手	能 動 式	3	
		装 飾 用	4	
		作 業 用	3	
	肘 義 手	能 動 式	3	
		前 腕 義 手	3	
			3	
	手 部 義 手	装 飾 用	1	
	手 指 義 手	作 業 用	2	
		装 飾 用	1	
義 足	股 義 足	常 用 吸 着 式 作 業 用	4	
			3	
			5	
			3	
			3	
	膝 義 足	常 用 作 業 用	2	
			2	
	下 腿 義 足	鋼板入り 足袋型	2	
	果 義 足		2	
	足 根 中 足 義 足		2	
	足 指 義 足		1	

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品（消耗品）	1	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料は含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
肩 義 手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
上腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
前腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
股 義 足	カナディアン式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		片側骨盤切除用を含むものであること。
大腿義足	差 込 式	股義足と同じ。		キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。
	吸 着 式	股義足と同じ。		
膝 義 足	常 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		
下腿義足	P T B 式	膝義足と同じ。		
	P T S 式	膝義足と同じ。		
	K B M 式	膝義足と同じ。		
	長 断 端 用	膝義足と同じ。		サーム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。

(注)

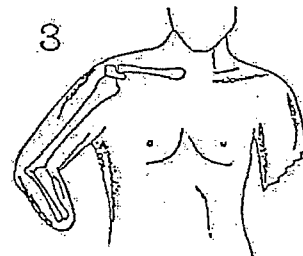
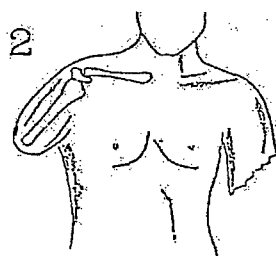
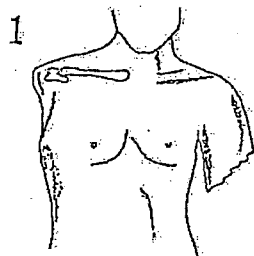
- 1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 2 骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。

ア 基本工作法

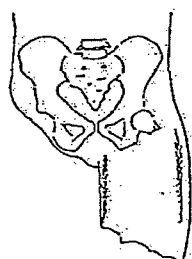
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストッキネットの被覆 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

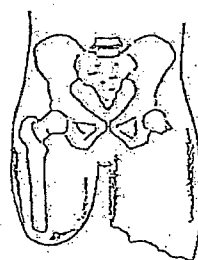
A 義 手



B 義 足



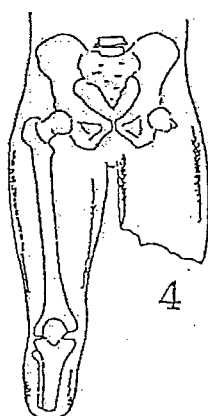
1



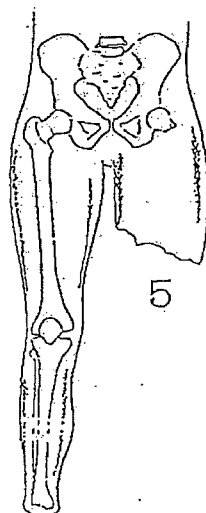
2



3



4



5

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	装 飾 用	33,400	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	35,600	吸着式は、25,900円増しとすること。
	A-3	装 飾 用	31,600	顎上支持式は、12,900円増しとすること。 スプリット式は、19,400円増しとすること。
義 足 用	B-1	カナディアン式	86,300	片側骨盤切断用は、17,600円増しとすること。
	B-2	差 込 式	54,000	短断端切断用キップシャフトは、49,800円増しとすること。 I R C ソケットは、54,200円増しとすること。
		ライナー式	97,800	
		吸 着 式	140,800	
	B-3	差 込 式	52,300	
		ライナー式	72,400	
		吸 着 式	115,400	
	B-4	差 込 式	40,500	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。
		P T B 式	63,000	
		P T S 式	78,100	
		K B M 式	80,700	
	B-5	差 込 式	43,200	
		有 窓 式	65,100	

(注)

- 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、44,200円加算できること。
- 3 I R C ソケットを除く吸着式、顎上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

エ 製作要素価格
(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド	10,800	
		皮 革	8,800	
		熱硬化性樹脂	19,800	
		熱可塑性樹脂	5,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド	9,550	
		皮 革	11,600	
		熱硬化性樹脂	13,600	
		熱可塑性樹脂	6,550	
	A-3	アルミニウム、セルロイド	8,400	
		皮 革	11,500	
		熱硬化性樹脂	13,300	
		熱可塑性樹脂	4,600	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド	21,400	
		熱硬化性樹脂	34,800	
		熱可塑性樹脂	14,700	
	B-2	木 製	47,400	エアクションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,200円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	14,200	
		皮 革	18,600	
		熱硬化性樹脂	27,100	
		熱可塑性樹脂	15,900	
	B-3	アルミニウム、セルロイド	14,500	エアクションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,000円増しとすること。
		皮 革	24,000	
		熱硬化性樹脂	40,100	
		熱可塑性樹脂	18,100	
	B-4	アルミニウム、セルロイド	11,400	エアクションソケットは、13,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,300円増しとすること。
		皮 革	16,900	
		熱硬化性樹脂	24,600	
		熱可塑性樹脂	12,800	
	B-5	アルミニウム、セルロイド	11,800	エアクションソケットは、12,500円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、8,800円増しとすること。
		皮 革	17,200	
		熱硬化性樹脂	23,300	
		熱可塑性樹脂	10,100	

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	皮 革	4,350	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,450	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,450	
	A-2	皮 革	3,850	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,200	
	A-3	皮 革	3,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,950	
義 足 用	B-1	皮 革	6,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,700	
	B-2	皮 革	4,950	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,450	
		皮革・フェルト	8,950	
		シ リ コ ー ン	40,400	
	B-3	皮 革	5,550	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,900	
		皮革・フェルト	9,850	
		シ リ コ ー ン	43,500	
	B-4	皮 革	4,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	
		皮革・フェルト	7,700	
	B-5	シ リ コ ー ン	35,000	
		皮 革	4,350	
		軟 性 発 泡 樹 脂	6,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,550	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	13,400	
上 腕 義 手 用	10,700	
前 腕 義 手 用	10,600	
股 義 足 用	16,100	
大 腿 義 足 用	16,000	
下 腿 義 足 用	10,600	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,600円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭用ベルトハーネス一式	20,800	
		肩たすき一式	10,400	
	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	20,600	
		肩たすき一式	10,400	
		8字ハーネス一式	9,500	
	前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	17,600	
		8字ハーネス一式	7,650	
		9字ハーネス一式	4,950	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	5,000	
義 足 懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	懸垂帯一式	14,800	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,150	
		肩吊带	6,200	
		腰バンド	8,550	
		横吊带	1,600	
		義足用股吊带	2,050	価格は、1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰バンド	8,600	
		横吊带	2,200	
		大腿もも締め一式	11,100	
		P T B 膝カフ一式	8,550	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足差込式用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B 膝カフに準ずること。

(オ) 外 装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	10,600	
上 腕 義 手 用	8,400	
前 腕 義 手 用	7,500	
股 義 足 用	26,700	
大 腿 義 足 用	21,400	
膝 義 足 用	19,100	
下 腿 義 足 用	16,800	
(注)		
リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,050円増しとすること。		

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

カ 耐用年数

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
パイプ（チューブアダプター）	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継 手 類	3	
リストメタル	3	
手 部	3	
ターンテーブル	3	
手 袋	1. 5	
足 部	1. 5	
フォームカバー（義手用）	1. 5	
フォームカバー（義足用）	0. 5	
その他小部品（消耗品）	1	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装 具

区 分	名 称	基 本 構 造	使用材料・部 品及び工作法	価 格	備 考
下肢装具	股 装 具	骨盤から大腿下部に及ぶもの A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。 B 硬 性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 軟 性 布を主材料としたもの	アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	長下肢装具	大腿上部より足底に及ぶもの A 両側支柱 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック			
	膝 装 具	大腿から下腿に及ぶもの A 両側支柱 内外側に金属支柱をもち、両支柱			

	を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C スウェーデン式 D 軟 性 布を主材料としたもの	
短下肢装具	下肢上部より足底に及ぶもの A 両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C S型支柱 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 D 鋼線支柱 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。 E 板ばね 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとする こと。	顆上部型プラスチック短下肢装具（NYU型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。

	F 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等） 1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの 2 支柱なし 金属支柱のないもの G 軟 性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの	
	ツイスター 骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの A 軟 性 布ひも又はゴムひもを用いたもの B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの	
	足 底 装 具 足部に対する装具であつて、靴型装具以外のもの A アーチサポート（ふまず支え） 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。 1 陽性モデルを用いてモールドされたもの 2 採寸によって製作されたもの B メタルザルサポート（中足支え） 足の中足アーチを支えるもの C 補 高 1 2 c m未満 2 2 c m以上 D 内側及び外側楔	踵骨棘用装具は、補高に含まれること。 スピッツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A-2に含まれること。 ランゲ（ふまず支え）は、A-2に含まれること。
靴型装具	医師の処方のもとに治療に用いられる靴であつて、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。 皮革又は布を主材料としたもの A 長 靴 下腿の上部に及ぶもの B 半長靴（編上靴）	靴型装具の要素 ・ 整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの） ・ 矯正靴（内・外反足の矯正用）

		側革が果部より高いもの C チャッカ靴 側革が果部に及ぶもの D 短 靴 側革が果部より低いもの		
体幹装具	頸 椎 装 具	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。 A 金属枠 B 硬 性（スポンジラバーを含む。） 陽性モデルを用いてモールドされたもの 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C カラー 1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの		高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。
	胸 椎 装 具	骨盤から胸背部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性（頸椎装具に準ずる。） C 軟 性		
	腰 椎 装 具	骨盤から腰部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性（頸椎装具に準ずる。） C 軟 性		ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。 ウィリアムブレイス、前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。
	仙 腸 装 具	骨盤を含むもの A 金属枠 B 硬 性（頸椎装具に準ずる。） C 軟 性 布を主材料にし、板ばねで補強したもの D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの 1 芯のあるもの 2 芯のないもの		オスグッドブレイス、コールドウェイトブレスは、金属枠仙腸装具に含まれること。

上肢装具	肩 装 具	肩関節を外転位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。 A 金属棒 体幹の部分が金属棒のもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック			
	肘 装 具	上腕から前腕に及ぶもの A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C 軟 性			
	手背屈装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの A パネル型 前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの B トーマス型 ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの C オッペンハイマー型 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせるもの D 硬 性 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック			
	長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節			

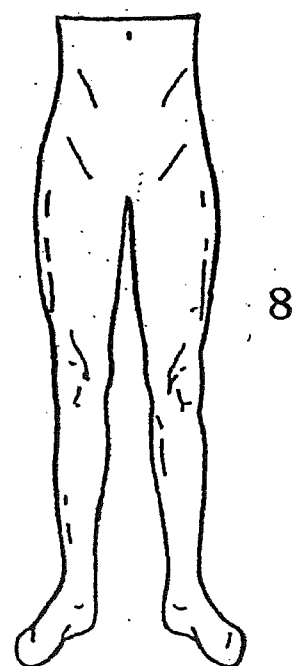
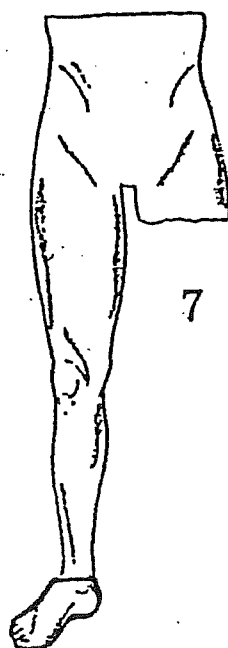
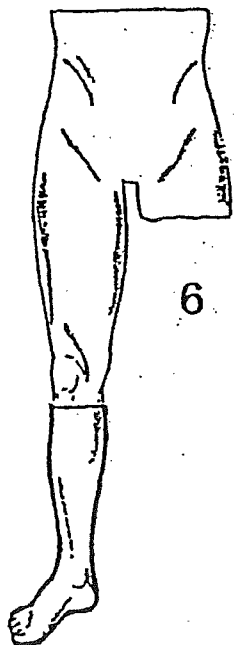
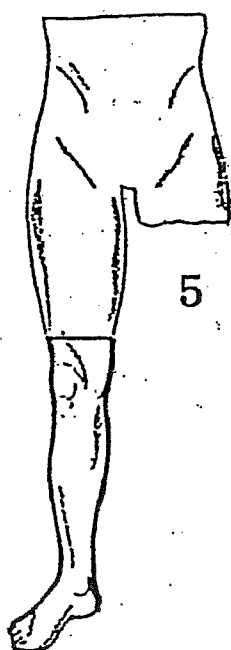
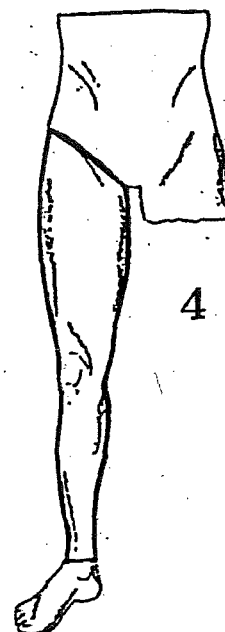
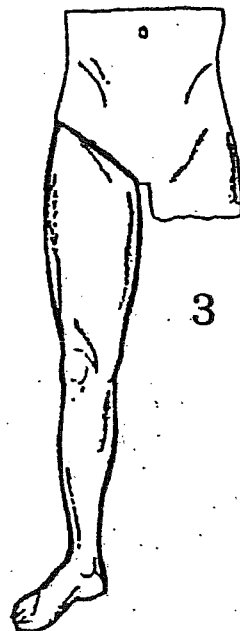
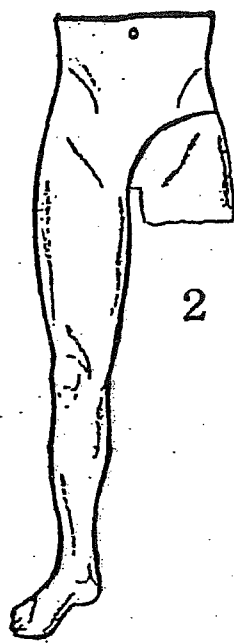
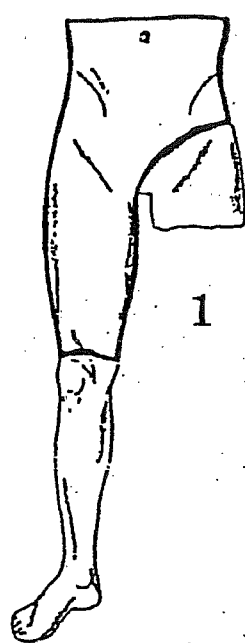
	を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。		
短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。		
把持装具	前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。 A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの		
MP屈曲装具 (ナックルベンダー) 及び MP伸展装具 (逆ナックルベンダー)	手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲又は伸展させるもの A パネル型 ゴムを用いるもの B プラスチック C 軟 性		
指装具 (指用 ナックルベンダー及び指用 逆ナックルベンダー)	P I P及びD I P関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの		
B . F . O (食事動作補助器)	前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの		

ア 基本工作法

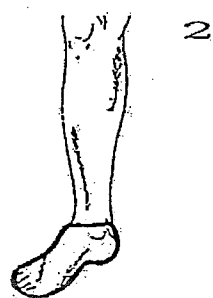
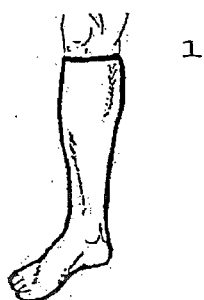
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特長の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ) 組立て	陽性モデルにデザインの記入（アライメント） フレーム：曲げ加工、組立て及び調整 モールド：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

イ 採型区分

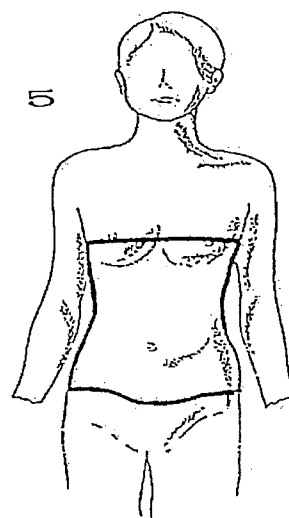
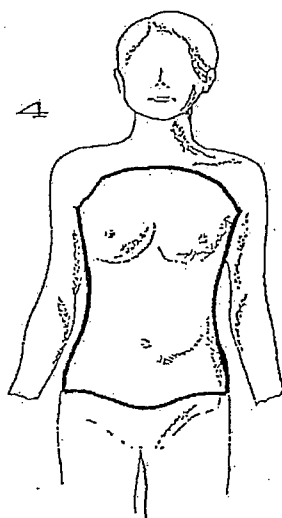
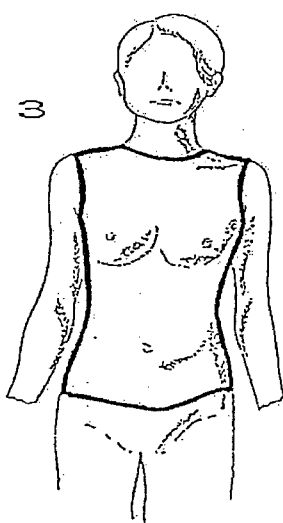
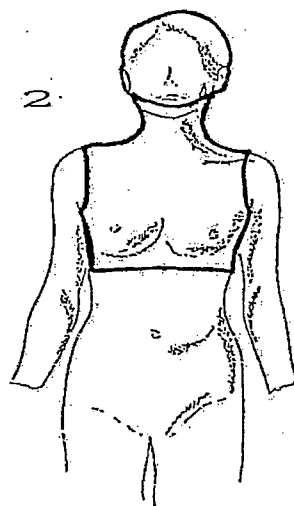
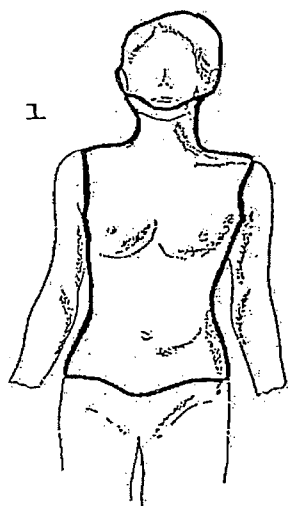
A 下肢装具



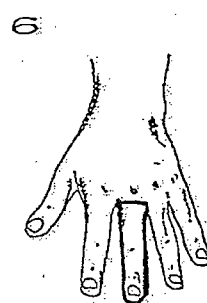
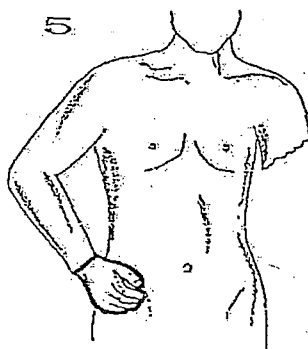
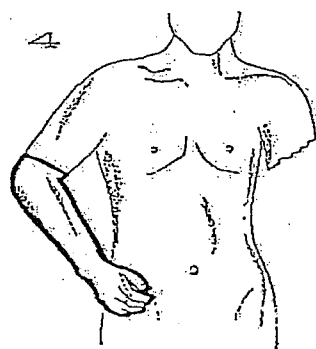
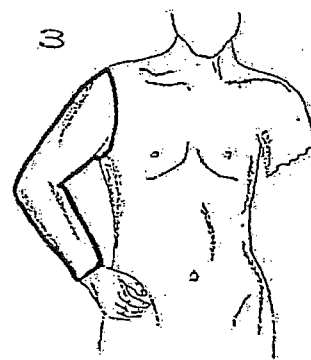
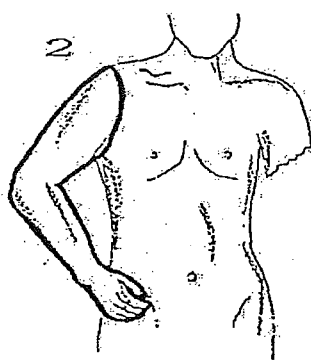
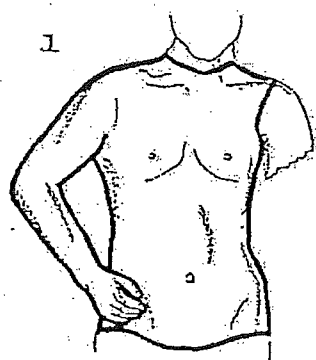
B 靴型装具



C 体幹装具



D 上肢装具



ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	価 格 円		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A - 1	24,700	7,700	
	A - 2	31,400	8,400	
	A - 3	21,400	7,800	
	A - 4	18,100	7,350	
	A - 5	16,600	7,100	
	A - 6	15,100	7,000	
	A - 7	11,000	6,000	
	A - 8	47,600	14,100	
靴型装具用	B - 1	15,100	7,000	
	B - 2	11,000	6,000	
体幹装具用	C - 1	29,000	8,050	
	C - 2	22,700	7,450	
	C - 3			
	(金属枠、硬性)	22,100	7,000	
	(軟性)	7,000	7,000	
	C - 4			
	(金属枠、硬性)	19,000	6,850	
	(軟性)	6,900	6,850	
上肢装具用	C - 5			
	(金属枠、硬性)	16,700	6,650	
	(軟性、骨盤帯)	6,650	6,650	
	D - 1	30,200	8,200	
	D - 2	16,500	7,100	
	D - 3	15,000	6,900	
	D - 4	13,400	6,700	
	D - 5	10,800	6,100	
	D - 6	8,100	4,350	

(注)

- 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
- 補高用足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、32,200円増しとすること。
- 補高用足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 補高用足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
股 継 手	固 定	5,950	
	遊 動	7,050	
膝 継 手 (片 側)	固 定	5,800	
	遊 動	6,300	
	プラスチック継手	13,200	
足 継 手 (片 側)	固 定	4,850	
	遊 動	5,750	
	プラスチック継手	9,900	

(注)

- 1 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
大腿支持部	A 半 月	4,300	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7,400	
	2 大腿コルセット	14,700	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	23,800	
下腿支持部	A 半 月	4,150	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	6,350	
	2 下腿コルセット	11,400	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	22,200	
足 部	A あぶみ	2,350	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。

B 足 部		足底装具は、Bの足部に準ずること。
1 皮革等		
大	12,900	
小	6,700	
2 モールド（熱硬化性樹脂）	13,200	
3 モールド（熱可塑性樹脂）	7,350	
C 標準靴	800	標準靴は、完成用部品を加えることができること。

(注)

- 1 半月及び皮革の価格は、1 か所当たりのものであること。
- 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 大腿支持部の坐骨支持式は、19,600円増しとすること。
- 4 下腿支持部のPTB支持式、PTS支持式及びKBM支持式は、13,600円増しとすること。
- 5 足板の補強を行った場合は、9,150円増しとすること。

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝サポーター	軟 性（支柱付き）	15,000	
	軟 性（支柱なし）	6,900	
キャリパー		17,500	
ツイスター	軟 性	5,000	
	鋼製ケーブル	3,100	
膝当て		4,150	
T・Yストラップ		4,750	
スタビライザー		16,100	
ターンバックル		5,400	
ダイヤルロック		7,850	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。
伸展・屈曲補助装置		4,250	バネ式又はゴム式を含むものであること。
補高用足部		45,200	
足底裏革（すべり止め用）		1,750	
高さ調整		3,450	
内張り	大腿部	1,950	
	下腿部	1,550	
	足 部	1,150	

(注)

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
- 2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。

- 5 補高用足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 6 補高用足部は、完成用部品を加算することができること。
- 7 高さ調整の価格は、1 か所当たりのものであること。
- 8 内張りは、モールドの場合に限ること。

(イ) 靴型装具

a 製作要素

(a) 患 足

名 称	種 類	価 格 円	備 考
短 靴	整 形 靴	39,000	
	特 殊 靴	48,400	
チャッカ靴	整 形 靴	40,300	
	特 殊 靴	50,300	
半 長 靴	整 形 靴	41,500	
	特 殊 靴	52,200	
長 靴	整 形 靴	44,100	
	特 殊 靴	57,600	

(注)

- 1 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとする。
- 3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとする。
- 4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。
- 5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができる。

(b) 健 足

名 称	価 格 円	備 考
短 靴	24,000	
チャッカ靴	24,900	
半 長 靴	25,800	
長 靴	27,600	

(注)

- 1 右又は左の一侧が健足である場合に加えることができること。
- 2 オの完成用部品を加えることができないこと。
- 3 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		3,950	
スチールバネ入り		4,950	足底より近位へ延長する場合に限ること。
トウボックス補強		2,450	
鉛板の挿入		2,500	
足背バンド		2,050	
マジックバンド（裏付き）		1,450	3個を超える場合の超える分1個当たりとすること。
補高	敷き革式	7,100	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,550円を加算すること。
	靴の補高	3,350	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,000円を加算すること。
ヒールの補正	トルクヒール	5,450	
	ウェッジ・ヒール	3,350	
	カットオフ・ヒール		
	キール・ヒール		
	サッチ・ヒール		
	トーマス・ヒール		
	逆トーマス・ヒール		
	フレア・ヒール		
足底の補正	階段状ヒール		
	内側ソール・ウェッジ	4,350	
	外側ソール・ウェッジ		
	デンバー・バー	3,350	
	トーマス・バー		
	メイトー・半月バー		
	メタルザル・バー		
	ハウザー・バー		

	ロッカー・バー		
	蝶型踏み返し		

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
頸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、17,700円増しとすること。
	1 支柱付き	37,400	
	2 支柱なし	28,800	
	B フレーム	27,900	
	C カラー		
	1 あご受けあり	13,400	
	2 あご受けなし	10,900	
胸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、14,400円増しとすること。
	1 支柱付き	37,600	
	2 支柱なし	27,300	
	B フレーム	39,300	
	C 軟 性	23,000	
腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、10,800円増しとすること。
	1 支柱付き	25,200	
	2 支柱なし	18,600	
	B フレーム	31,800	
	C 軟 性	17,900	
仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、9,350円増しとすること。
	1 支柱付き	20,300	
	2 支柱なし	14,900	
	B フレーム	27,800	
	C 軟 性	16,100	
	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	15,500	
	2 芯のないもの	10,200	

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体 幹 装 具 付 属 品	高さ調整	3,450	
	ターンバックル式	5,400	
	腰部継手	5,900	
	バタフライ	9,200	
	肩バンド	2,900	
	会陰ひも	2,150	
	腹圧強化バンド	2,900	
内 張 り	頸椎支持部	3,150	
	胸椎支持部	3,800	
	腰椎支持部	3,500	
	仙腸支持部	2,100	
(注)			
1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。			
2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。			

(エ) 上肢装具

a 継 手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩 継 手	A 固 定 (片側)	5,750	
	B 遊 動 (片側)	9,000	
	C 肩回旋装置	20,100	
肘 継 手 (片 側)	A 固 定	4,100	
	B 遊 動	4,200	
	C プラスチック継手	10,700	
手 継 手 (片 側)	A 固 定	3,400	
	B 遊 動	6,700	
	C プラスチック継手	9,500	
	D 鋼線支柱	6,450	
M P 継 手	A 固 定	4,150	
	B 遊 動	4,650	
I P 継 手	A 固 定		
	1 金属 (アルミニウム)	2,550	
	2 モールド (熱可塑性樹脂)	2,050	
	B 遊 動	3,500	
	C 鋼線支柱	1,800	
(注)			

- 1 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸 郭 支 持 部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	13,700	
	B フレーム	9,250	
骨 盤 支 持 部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	15,100	
	B フレーム	15,000	
上 腕 支 持 部	A 半 月	3,850	モールドのサンドイッチ構造は、6,700円増しとすること。
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,400	
	2 上腕コルセット	8,800	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	8,350	
前 腕 支 持 部	A 半 月	4,000	モールドのサンドイッチ構造は、6,900円増しとすること。
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,500	
	2 前腕コルセット	7,050	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	8,000	
手部背側パッド	A モールド	2,400	
	B フレーム	2,250	
手 掌 パ ッ ド	A モールド	3,700	
	B フレーム	4,300	
(注)			
半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。			

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
基節骨パッド	モールド	2,600	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
	フレーム	3,800	
中・末節骨パッド	モールド	2,200	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
	フレーム	1,750	
対立バー		5,050	
Cバー		3,900	
アウトリガー		2,500	

伸展・屈曲補助バネ		2,500	価格は、1 か所当たりとすること。
肘当て		3,300	
ターンバックル		5,400	
ダイヤルロック		7,850	
内張り	上腕部	1,150	
	前腕部	1,000	
	手 部	900	

(注)

1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。

2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。

3 内張りは、モールドの場合に限ること。

オ 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別表２－２に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 _年	備 考
下肢装具	股 装 具	金 属 枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	長下肢装具		3	
	膝 装 具	両 側 支 柱	3	
		硬 性	3	
		スウェーデン式	2	
	短下肢装具	軟 性	2	
		両 側 支 柱	3	
		片 側 支 柱	3	
		S 型 支 柱	3	
		鋼 線 支 柱	3	
		板 ば ね	3	
		硬 性 (支柱あり)	3	
		硬 性 (支柱なし)	1. 5	
		軟 性	2	
	ツイスター	軟 性	2	
		鋼 索	3	
	足 底 装 具		1. 5	
靴型装具			1. 5	
体幹装具	頸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		カ ラ ー	2	
	胸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	腰 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	仙 腸 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	

		骨 盤 帯	2
上肢装具	肩 装 具		3
	肘 装 具	両 側 支 柱	3
		硬 性	3
		軟 性	2
	手背屈装具		3
	長対立装具		3
	短対立装具		3
	把持装具		3
	MP屈曲装具		3
	MP伸展装具		3
	指 装 具		3
	B. F. O.		3

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 _年	備 考
継 手 類	1. 5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部	1. 5	
足 部	1	
その他の小部品（消耗品）	1	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

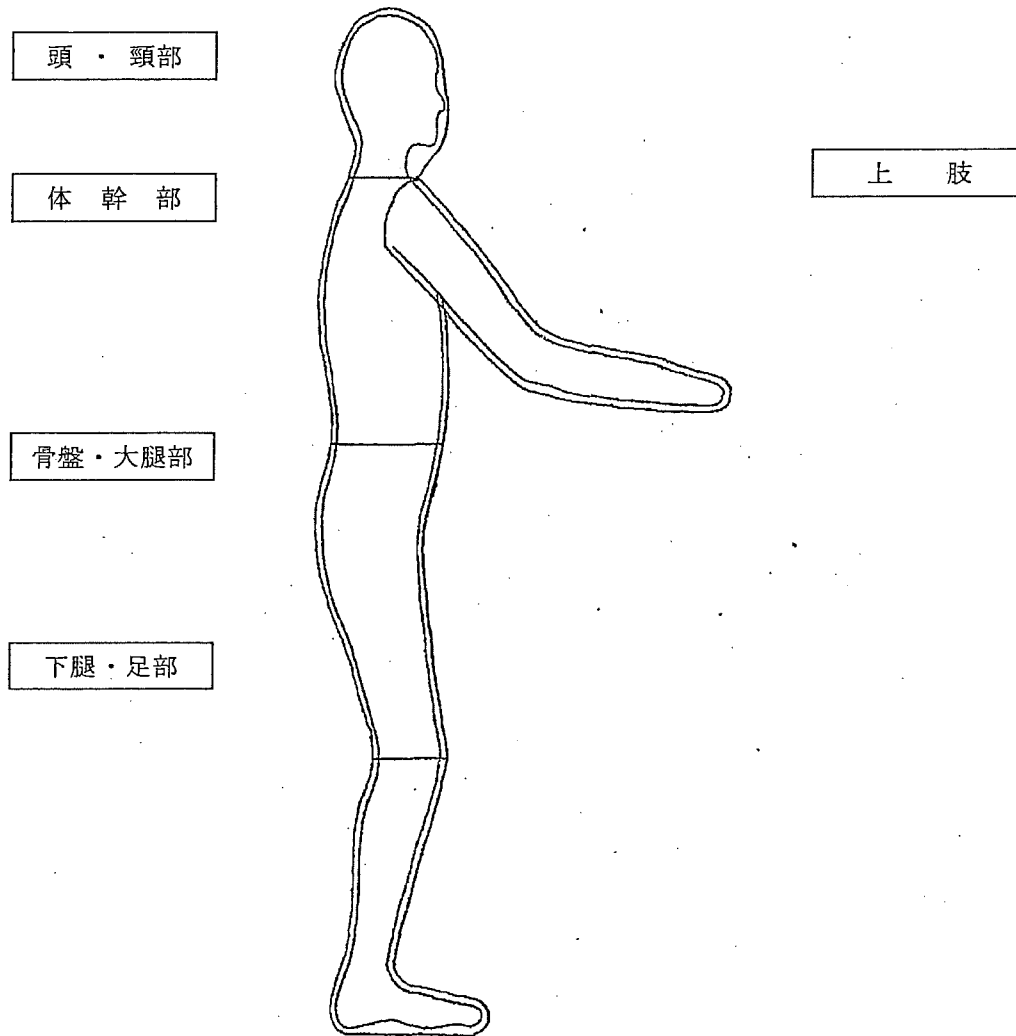
(4) 座位保持装置

種 目	使用要素・部品及び工作法	価 格	耐用年数 年	備 考
座位保持装置	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。 姿勢保持能力の状況に適合させること。 過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。 トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。	イの身体部位区分に従いにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採 寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採 型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ（中間適合検査）	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

イ 身体部位区分



ウ 基本価格

身 体 部 位	価 格 円		備 考
	採 寸	採 型	
頭 ・ 頸 部	2,550	4,500	
上 肢 (片側)	1,250	3,200	
体 幹 部	11,000	21,000	
骨盤・大腿部	11,000	21,000	
下腿・足部 (片側)	1,500		
(注) 身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせる基本価格とすること。			

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭 部	頭部支え	7,150	
上 肢	上肢支え（片側）	2,750	
	前腕・手部支え（片側）	3,050	
体幹部	モールド型	39,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
骨盤・大腿部	モールド型	39,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
下腿部	下腿支え（片側）	2,200	
足 部	足台（片側）	2,200	
(注) フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき5,000円加算できること。			

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固 定	頸部	2,700	
	腰部（片側） 膝部（片側） 足部（片側）	1,950	
	腰部（片側） 膝部（片側） 足部（片側）	2,900	
	腰部（片側） 膝部（片側） 足部（片側）	2,900	
角度調整用部品	機械式	8,150	
	ガス圧式	9,300	
	電動式	64,500	
(注) 1 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。 2 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。 3 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。 4 2の(1)又は(3)の各オに掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の基準に準ずること。			

(ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格	備 考
木材・金属	25,200	

(注)

- 1 ティルト機構を付加する場合は、4,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 2 昇降機構を付加する場合は、6,550円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、2の(5)に定める車椅子(普通型又は手押し型)及び電動車椅子の価格を基本価格とし、構造フレームの基本価格を合算できないこと。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウトテーブル		11,300	表面クッション張りは3,500円加算できること。
上肢保持部品	アームレスト(片側)	3,500	
	肘パッド(片側)	2,150	
	縦型グリップ(片側)	2,550	
	横型グリップ(片側)		
体幹保持部品	胸パッド	3,800	
	胸受けロール	5,300	
下肢保持部品	内転防止パッド	3,700	
	外転防止パッド(片側)	2,100	
	膝パッド(片側) 下腿保持パッド(片側)	3,200	
	足部保持パッド(片側)	2,450	
ベルト部品	肩ベルト(片側)	1,900	
	腕ベルト(片側) 手首ベルト(片側)	1,600	
	胸ベルト	3,300	

	骨盤ベルト			
	股ベルト		3,450	
	大腿ベルト（片側） 膝ベルト（片側） 下腿ベルト（片側） 足首ベルト（片側）		1,750	
支持部カバー	頭部		2,250	脱着式は2,600円加算できること。
	上肢（片側）		1,250	
	体幹部	モールド型	7,850	
	骨盤・ 大腿部	モールド型	7,850	
	下腿部（片側）		1,250	
	足 部（片側）		1,250	
内張り	アームレスト（片側）		1,350	
	テーブル		3,500	
体圧分散補助素材	頭部		3,450	
	上肢（片側）		1,700	
	体幹部		7,850	
	骨盤・大腿部		7,850	
	下腿部（片側） 足部（片側）		1,700	
キャスター			1,400	多機能キャスターは850円加算できること。
その他	介助用グリップ（片側）		2,550	
	ストッパー		3,850	
	高さ調整用台座		15,500	
(注)				
1 各種類1個（本）当たりの額とすること。				
2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。				

(オ) 調節機構

名 称	種 類	価 格 円	備 考
高 さ 調 節	頭部支持部 体幹支持部 骨盤・大腿支持部	2,550	
	足部支持部（片側） アームレスト（片側）	1,600	
前 後 調 節	頭部支持部 骨盤・大腿支持部	2,600	
	足部支持部（片側）	1,600	
角 度 調 節	頭部支持部	3,000	
	テーブル	6,550	
脱 着 機 構	体幹パッド（片側） 骨盤パッド（片側） 膝パッド（片側） アームレスト（片側）	2,000	
	内転防止パッド	5,650	
開 閉 機 構	アームレスト（片側） 足部支持部（片側）	2,000	

(注)

- 1 それぞれを1単位とすること。
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

オ 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(5) その他

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
盲 人 安全つえ	普 通 用	主体—グラスファイバー 石突—耐摩耗性合成樹脂 または高力アルミ ニウム合金 外装—白色または黄色の 塗装もしくは加工 形状—直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は410円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は1,650円増しとすること。 2 ベル付とした場合は1,650円増しとすること。 3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しとすること。 4 ゴムグリップ付とした場合は660円増しとすること。
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	1,650		
		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	2,200	5	
	携 帯 用	主体—グラスファイバー 石突及び外装 —普通用と同じ。 形状—折たたみ式もしくは スライド式	上と同じ。	4,400	2	
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,700		
		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,550	4	
	身体支持併 用	主体—軽金属 石突—ゴム又は普通用と 同じ。 外装—普通用と同じ。	上と同じ。	3,800	4	

		形状—直式又は折りたたみ式若しくはスライド式				
義 眼	普 通 義 眼	主材料—プラスチック またはガラス 既製品		17,000	2	
	特 殊 義 眼	主材料—上と同じ。 特殊加工を施したもの。		60,000		
	コンタクト 義 眼	主材料—プラスチック		60,000		
眼 鏡	矯 正 眼 鏡	レンズ—プ ラスチック 又はガラス	6 D未満	17,600	4	価格がレンズ2枚 1組のものとし、 枠を含むものであること。 乱視を含む場合は 片眼又は両眼にか かわらず、4,200 円増しとすること。
			6 D以上 10 D未満	20,200		
		枠—セルロ イド製を原 則とする。	10 D以上 20 D未満	24,000		
			20 D以上	24,000		
	コンタクト レ ン ズ	主材料—プラスチック		15,400		価格はレンズ1枚 のものであること。
	弱 視 眼 鏡	掛けめがね式		36,700		高倍率（3倍率以 上）の主鏡を必要 とする場合は、 21,800円増しとす る。
		焦点調整式		17,900		
点 字 器	標 準 型	A 32マス18行、両面書 真鍮板製	点筆	A 10,400	7	価格は点筆を含む ものであること。
		B 32マス18行、両面書 プラスチック製		B 6,600		
	携 帯 用	A 32マス4行、片面書 アルミニウム製	点筆	A 7,200	5	

		B 32マス12行、片面書 プラスチック製		B 1,650		
補聴器	高度難聴用 ポケット型	JIS C 5512-2000 による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。	電池 イヤモールド	34,200	5	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。 身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 重度難聴用耳かけ型でFM型受信機、オーディオチューン、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合
	高度難聴用 耳かけ型	90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。		43,900		
	重度難聴用 ポケット型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。	電池 イヤモールド	55,800		
	重度難聴用 耳かけ型			67,300		
	耳あな型 (レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	87,000		
	耳あな型 (オーダーメイド)		電池	137,000		
	骨導式ポケット型	IEC Pub118-9 (1985) による90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70,100		
	骨導式眼鏡型		電池 平面レンズ	120,000		

						は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
人工喉頭	笛式	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	気管カニューレ	5,000	4	気管カニューレ付とした場合は、3,100円増しとすること。
	電動式	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	電池 充電器	70,100	5	価格は、電池又は充電器を含むものであること。
	普通型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-1998又は、JIS T 9201-2006による。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	100,000	6	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品（モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。）に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。 床ずれのある者、床ずれの発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。ただし、フロ
	リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	120,000		
	ティルト式普通型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	148,000		
	リクライニング・ティルト式普通型	バックサポートの角度を変えられ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	173,000		

車 椅 子	手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232,000
	前 方 大 車 輪 型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	上と同じ。	100,000
	リクライニング式前方大車輪型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。	120,000
	片手駆動型	原則として折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	117,000
	リクライニング式片手駆動型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600
	レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	160,500
	手押し型	原則として介助者が押して駆動するもの。（折りたたみ式、非折りたたみ式） A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの	上と同じ。	A 82,700 B 81,000
	リクライニング式手押し型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	114,000
	ティルト式	座席とバックサポートが	上と同じ。	128,000

ーテーションパッド（車椅子用）の支給を受けた者（ただし、耐用年数が超えている者は除く。）及び支給の申請をしている者については、クッションを付属品としないこと。

体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別表2-2に定めるところによるものを加算すること。

身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

簡易電動型において、コントローラー、操作制御部（品）、自動停止制御部（品）及び充電器については、電動車椅子に準ずることとし、バッテリーについては、電動車椅子

手押し型	一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は手押し型Aと同じ。				の修理基準に掲げるバッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）の額の範囲内で必要な額を加算すること。また、ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。
リクライニング・ティルト式手押し型	バックサポートの角度を変え、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	153,000		
簡易電動型 （手動兼用型）	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。 A 切替式 電動力行・手動力行を切り替え可能なもの。 B アシスト式 駆動人力を電動で補助することが可能なもの。 その他は車椅子の普通型に準ずる。	電動装置以外の車椅子部分は支給基準に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。 外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車椅子の普通型に準ずる。	A 157,500 B 212,500		
普通型 (4.5Km/h)	JIS T 9203-1999 又は、JIS T 9203 - 2006 による。	外部充電器 バッテリー 身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	314,000	6	床ずれのある者、床ずれの危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッションカバーの交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。ただし、フローテーションパッド
普通型 (6Km/h)			329,000		

電 動
車 椅 子

リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	343,500
電動リクライニング式普通型	電動でバックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ	上と同じ。	440,000
電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	701,400
電動ティルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	580,000
電動リクライニング・ティルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	982,000

(電動車椅子用)
の支給を受けた者
(ただし、耐用年
数が超えている者
は除く。)及び支
給の申請をしてい
る者についてはク
ッションを付属品
としないこと。

体幹筋力の低下等
により、座位保持
装置の完成用部品
(支持部(骨盤・
大腿部))をクッ
ションとして用い
る必要がある場合
には、別表2-2
に定めるところに
よるものを加算す
ること。

外部充電器を必要
とせず当該機能を
内蔵する場合は
30,000円を、外部
充電器を必要とす
る場合は修理基準
の表に掲げる交換
の額の範囲内で必
要な額を加算する
こと。

バッテリーの価格
は、修理基準の表
に掲げるバッテリー
交換(マイコン
内蔵型に係るもの
を含む。)の額の
範囲内で必要な額
を加算すること。

						身体障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、電動車椅子の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
歩行車	四輪型 (腰掛つき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		39,600	5	
	四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		39,600		
収尿器	男性用	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型		A 7,700 B 5,700	1	
	女性用	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。 B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付		A 8,500 B 5,900		簡易型は採尿袋20枚を1組とする。
	人工膀胱用	採尿器と蓄尿袋で構成し尿の逆流防止装置をつけるものとする（いずれも膀胱摘出によるものの。）。		14,220		両面粘着シートを必要とする場合は修理基準の表に掲げる両面粘着シートの額を加算すること。
				10,170		
	簡易型	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の蓄尿袋で尿処理用のキャップ付とする。	皮膚保護剤袋を身体に密着させるもの	11,300	—	価格は1か所あたりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む

			ラテックス製又はプラスチックフィルム製（膀胱摘出によるもの）				月額であること。	
ストマ用 装 具			低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の蓄便袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	皮膚保護剤 袋を身体に密着させるもの	8,600	—	価格は1か所あたりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。	
歩行補助 つ え	つ え	主体—木材（十分な強度を有するもの） 外装—ニス塗装	夜光材	2,200	3	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。		
		主体—軽金属 外装—塗装なし		3,000				
	松 葉 づ え	主体—木材（十分な強度を有するもの） 脇当—スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装 A 普通型 B 伸縮型	夜光材	A 3,300 B 3,300	2	価格は1本当たりのものであること。 外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は 260円増しとすること。		
		主体—軽金属 脇当—合成軟質樹脂 握り部分—合成軟質樹脂 外装—塗装なし A 普通型 B 伸縮型		A 4,000 B 4,500			4	
		カナディアン・クラッチ		主体—アルミニウム、鋼管 上部4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。 腕支持器 —アルミニウム鋳物 およびステンレス鋼板	夜光材			8,000

		握り部分 —アルミニウム鋳物 およびゴム 外装—塗装なし				
	ロフストラ ンド・クラ ッチ	カナディアン・クラッチ に準ずる。	夜光材	8,000	4	
	多 点 杖	つえの下部に三本以上の 脚を有するもの。 主体—軽金属 外装—塗装なし	夜光材	6,600	4	
	プラットホ ーム杖	カナディアン・クラッチ に準ずる。	夜光材	24,000	4	
か っ ち				所轄局長が 必要と認め る額	—	
浣腸器付 排 便 剤		「使用薬剤の薬価（薬価 基準）」（平成20年厚生 労働省告示第60号。以下 「薬価基準」という。） に収載されているグリセ リン浣腸液		薬価基準に おいて定め る額	—	6ヶ月ごとに一括 支給
床ずれ防 止用敷ふ とん		主材料—羊毛又はウレタ ン 既製品		29,600	—	
介 助 用 リフター		移動式 (つり上げ装置、ヘッド シート付)		315,000	5	
フローテ ーション パッド (車椅子 ・電動車 椅子用)		主材料—高分子人工脂肪 構 造—主材料（一層） 及びウレタンフ ォーム（二層） による三層構造		31,300	3	主材料のみの場合 は、1,300円減と すること。
		主材料—ポリマーゲル (高分子人工脂		51,600	4	

		肪)又は液胞ゲ ル 構 造—主材料をプラス チックフィルム 等で包装した単 層構造				
ギャッチ ベ ッ ド	手 動 式	主 体—スチール及び木 材		123,200	—	原則として使用者 の頭部及び脚部の 傾斜角度を個別に 調整できる機能を 有するものである こと。
	電 動 式	頭部及び脚部の傾斜角度 の調整が電動で行えるも の		245,200		
重度障害 者用意思 伝達装置	文字等走査 入力方式	意思伝達機能を有するソ フトウェアが組み込まれ た専用機器であること。 文字盤又はシンボル等の 選択による意思の表示等 の機能を有する簡易なも の。	プリンタ 身体障害の状況により、 その他の付属品を必要と する場合は、修理基準の 表に掲げるものを付属品 とする。	143,000	5	ひらがな等の文字 綴りの選択による 文章の表示や発 声、要求項目やシ ンボル等の選択に よる伝言の表示や 発声等を行うソフ トウェアが組み込 まれた専用機器及 びプリンタとして 構成されたもの。 その他、障害に応 じた付属品を修理 基準の中から加え て加算することが できること。
		簡易な環境制御機能 が付加されたもの。	簡易なものと同じ。	191,000		

					に組み込んでいるものであること。
		高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置その他は簡易なものと同じ。	450,000	高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		通信機能が付加されたもの	簡易なものと同じ。		通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ	450,000		生体現象方法とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」

					を判定するものであること。
	画像処理による眼球注視点検出式入力装置（スイッチ）によるもの	注視点検出ユニット、C Dカメラ、赤外線照射セット及びソフトウェアで構成されていること。		1,490,000	ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタで構成されたもの（画像処理による眼球注視点検出式入力装置を用いるものを除く。）で、ごく小さな身体の動き（まばたき、呼吸等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。その他障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

別表 3 修理基準

(1) 義肢 — 殻構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	2の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	2の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	3の(1)のカに掲げる基本価格に、2の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,000円をもって修理価格とすること。

(注)

- 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、2の(1)のオに掲げる額を加算することができること。
- 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。

ア ソケットの交換
(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A－1	装 飾 用	38,200	23,900	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとすること。
		作 業 用	38,200	23,900	
		能 動 式	49,000	32,500	
	A－2	装 飾 用	40,600	27,100	吸着式は、25,800円増しとすること。
		作 業 用	40,600	27,100	
		能 動 式	46,800	30,400	
		筋電電動式	74,600	45,300	
	A－3	装 飾 用	38,400	24,700	吸着式は、25,800円増しとすること。
		作 業 用	38,400	24,700	
		能 動 式	43,300	28,000	
		筋電電動式	74,700	45,300	
	A－4	装 飾 用	39,500	22,000	顆上支持式は、12,900円増しとすること。 スプリット式は、19,400円増しとすること。
		作 業 用	39,500	22,000	
		能 動 式	41,000	24,200	
		筋電電動式	73,700	45,300	
	義 足 用	B－1	受 皿 式	88,500	60,300
カナディアン式			88,500	60,300	
B－2		差 込 式	56,300	42,000	短断端切断用キップシャフトは、49,800円増しとすること。 I R Cソケットは、54,100円増しとすること。
		ライナー式	99,000	66,900	
		吸 着 式	141,900	68,000	
B－3		差 込 式	56,300	40,900	
		ライナー式	75,600	60,400	
		吸 着 式	118,500	61,600	
B－4	差 込 式	43,400	37,100	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。	
	P T B 式	65,500	40,400		
	P T S 式	80,500	49,000		
	K B M 式	83,100	49,000		
(注)					

- 1 顚上支持式は、ミンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、44,100円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、顚上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であつて、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド	10,800	
		皮 革	8,800	
		熱硬化性樹脂	19,700	
		熱可塑性樹脂	5,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド	9,550	
		皮 革	11,600	
		熱硬化性樹脂	13,500	
		熱可塑性樹脂	6,550	
	A-3	アルミニウム、セルロイド	9,550	
		皮 革	12,600	
		熱硬化性樹脂	13,500	
		熱可塑性樹脂	4,650	
	A-4	アルミニウム、セルロイド	8,400	
		皮 革	11,500	
		熱硬化性樹脂	13,200	
		熱可塑性樹脂	4,550	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド	21,300	
		熱硬化性樹脂	34,800	
		熱可塑性樹脂	14,600	
	B-2	木 製	47,400	エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストックネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,200円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	14,200	
		皮 革	18,600	
		熱硬化性樹脂	27,000	
	B-3	熱可塑性樹脂	15,800	
		アルミニウム、セルロイド	14,500	エアクッションソケットは、15,000円増しと

		皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	24,000 40,000 18,100	すること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の 価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用 い樹脂注型を行う場合は、16,000円増しとする こと。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,400 16,900 24,500 12,800	エアクッションソケットは、13,600円増しと すること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の 価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用 い樹脂注型を行う場合は、6,300円増しとする こと。

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付随 する 場 合	単独の場合	
義 手 用	A-1	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,300 4,400 7,450	11,400 15,200 18,700	
	A-2	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,850 4,300 7,150	10,200 14,600 16,200	
	A-3	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,850 4,300 7,150	10,200 14,400 16,100	
	A-4	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,700 4,300 6,900	9,400 13,500 15,400	
義 足 用	B-1	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	6,400 4,900 9,700	13,600 19,800 23,100	
	B-2	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,950 4,550 6,450	12,400 19,900 22,800	
		皮 革・フェルト	8,950	15,500	
		シ リ コ ー ン	40,400	40,400	
	B-3	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	5,550 4,700 8,900	11,100 19,200 23,000	
		皮 革・フェルト	9,800	16,300	
		シ リ コ ー ン	43,500	43,500	
	B-4	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,100 4,350 6,650	10,300 15,300 16,700	

		皮革・フェルト シリコーン	7,700 34,700	14,200 34,700
	B-5	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,300 7,000 7,600	9,350 15,600 16,800
	B-6	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	2,750 3,150 5,500	7,900 13,900 15,400
	B-7	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	2,100 2,450 4,250	6,600 12,500 14,100

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるのではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用 能 動 式	肩 部		8,350	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	7,450 23,000	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	9,500 19,000	
	作 業 用	上 腕 部		7,450	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
		前 腕 部		9,500	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
	筋 電 電 動 式	上 腕 部	熱硬化性樹脂	28,500	
		前 腕 部	熱硬化性樹脂	28,500	
義 足 用	常 用	股 部		10,000	
		大 腿 部	木 製	31,300	
			アルミニウム、セルロイド	29,900	
			熱硬化性樹脂	31,300	
		下 腿 部	木 製	30,700	
			アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	27,600 30,700	
		足 部	軟性発泡樹脂	14,100	
	作 業 用	大 腿 部		58,100	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

	下 腿 部	27,600	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
(注) 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,650円増しとすること。 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。 7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。 8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。			

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区 分	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,350	
	美錠締革交換	1,700	
	美錠留革交換	1,750	
	たわみ継手交換	1,600	
	前方支持バンド交換	1,600	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	3,100	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,350	価格は、1本当たりのものであること。
	肩吊帯交換	4,200	
	義足用股吊帯交換	1,800	
	位置革交換	2,950	
	腰バンド交換	3,350	
	横吊帯交換	3,550	価格は、1か所当たりのものであること。
	美錠締革交換	2,400	
	美錠留革交換	2,150	
	金具部品交換	2,800	

(注)

- 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに2の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、2の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
- 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名 称	外 装 部 位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	6,600	
		プラスチック	18,600	
		塗 装	3,900	
	上 腕 部	皮 革	7,100	
		プラスチック	18,600	
		塗 装	3,900	
	前 腕 部	皮 革	7,100	
		プラスチック	15,000	
		塗 装	3,900	
義 足 用	股 部	皮 革	9,750	
		プラスチック	17,900	
		塗 装	4,400	
	大 腿 部	皮 革	7,900	
		プラスチック	17,900	
		塗 装	4,400	
	下 腿 部	皮 革	8,600	
		プラスチック	16,000	
		塗 装	4,400	
	足 部	表 革	6,650	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。
		裏 革	5,450	
		塗 装	5,500	
		リアルソックス	2,150	

カ 完成用部品の交換

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩継手部品	15,600	
	肘継手部品	9,350	
	手継手部品	3,550	
義 足 用	股継手部品	18,200	
	膝継手部品	15,800	
	足継手部品	3,550	
	前留金具部品	9,050	
溶 接		9,250	価格は、1か所当たりのものであること。

(注)

- 1 筋金交換は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとする。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩義手部品	4,350	
	肘ブロック継手部品	5,800	
	肘筋金部品	3,300	
	手継手部品	3,150	
	手先具部品	2,650	
	コントロールケーブル部品	2,800	
義 足 用	股継手部品	4,500	
	膝ブロック部品	6,000	
	膝筋金部品	2,650	
	足部部品	2,850	
	作業用スプリング	1,750	
	作業用足部裏ゴム	2,500	
	吸着式バルブ	5,550	
	前留金具部品	3,900	
溶 接		1,850	価格は、1か所当たりのものであること。

(注)

- 1 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとする。
- 2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとする。

(2) 義肢骨格構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	2の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	2の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、2の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに2の(2)のオに掲げる額に、2,500円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、2の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,000円をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、2の(2)のオに掲げる額を加算することができること。 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。	

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A-1	装 飾 用	38,200	23,900	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	40,600	27,100	吸着式は、25,800円増しとすること。
	A-3	装 飾 用	39,500	22,000	顎上支持式は、12,900円増しとすること。 スプリット式は、19,400円増しとすること。
義 足 用	B-1	カナディアン式	88,500	60,300	片側骨盤切断用は、17,600円増しとすること。
	B-2	差 込 式	56,300	42,000	短断端切断用キップシャフトは、49,800円増しとすること。 I R C ソケットは、54,100円増しとすること。
		ライナー式	99,000	66,900	
		吸 着 式	141,900	68,000	
	B-3	差 込 式	56,300	40,900	
		ライナー式	75,600	60,400	
		吸 着 式	118,500	61,600	
	B-4	差 込 式	43,400	37,100	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。
		P T B 式	65,500	40,400	
		P T S 式	80,500	49,000	
		K B M 式	83,100	49,000	
	B-5	差 込 式	45,700	38,800	
		有 窓 式	67,400	42,100	

(注)

- 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、44,100円加算できること。
- 3 I R C ソケットを除く吸着式、顎上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド	10,800	
		皮 革	8,800	
		熱硬化性樹脂	19,700	
		熱可塑性樹脂	5,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド	9,550	
		皮 革	11,600	
		熱硬化性樹脂	13,500	
		熱可塑性樹脂	6,550	
	A-3	アルミニウム、セルロイド	8,400	
		皮 革	11,500	
		熱硬化性樹脂	13,200	
		熱可塑性樹脂	4,550	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド	21,300	
		熱硬化性樹脂	34,800	
		熱可塑性樹脂	14,600	
	B-2	木 製	47,400	エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,200円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	14,200	
		皮 革	18,600	
		熱硬化性樹脂	27,000	
	B-3	熱可塑性樹脂	15,800	
		アルミニウム、セルロイド	14,500	エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,000円増しとすること。
		皮 革	24,000	
		熱硬化性樹脂	40,000	
		熱可塑性樹脂	18,100	
	B-4	アルミニウム、セルロイド	11,400	エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,300円増しとすること。
		皮 革	16,900	
		熱硬化性樹脂	24,500	
		熱可塑性樹脂	12,800	
	B-5	アルミニウム、セルロイド	11,800	エアクッションソケットは、12,500円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、8,800円増しとすること。
		皮 革	17,200	
		熱硬化性樹脂	23,300	
		熱可塑性樹脂	10,100	

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付随 する 場合	単独の場合	
義 手 用	A-1	皮 革	4,300	11,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	15,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,450	18,700	
	A-2	皮 革	3,850	10,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	14,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,150	16,200	
	A-3	皮 革	3,700	9,350	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,300	13,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,900	15,400	
義 足 用	B-1	皮 革	6,400	13,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,900	19,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,700	23,100	
	B-2	皮 革	4,950	12,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	19,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,450	22,800	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	8,950	15,500	
		シ リ コ ー ン	40,400	40,400	
	B-3	皮 革	5,550	11,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,700	19,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,900	23,000	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	9,800	16,300	
		シ リ コ ー ン	43,500	43,500	
	B-4	皮 革	4,100	10,300	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	15,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	16,700	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	7,700	14,200	
		シ リ コ ー ン	34,700	34,700	
	B-5	皮 革	4,300	9,350	
		軟 性 発 泡 樹 脂	7,000	15,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,600	16,800	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるのではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	13,400	
上 腕 義 手 用	10,700	
前 腕 義 手 用	10,500	
股 義 足 用	16,000	
大 腿 義 足 用	16,000	
下 腿 義 足 用	10,500	
(注) 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,650円増しとすること。 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。		

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区 分	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,350	
	美錠締革交換	1,700	
	美錠留革交換	1,750	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	3,100	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,350	価格は、1本当たりのものであること。
	肩吊帯交換	4,200	
	義足用股吊帯交換	1,800	
	位置革交換	2,950	
	腰バンド交換	3,350	価格は、1か所当たりのものであること。
	横吊帯交換	3,550	
	美錠締革交換	2,400	
	美錠留革交換	2,150	
	金具部品交換	2,800	
(注)			
1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに2の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、2の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。			
2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。			

オ 外装の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	10,600	
上 腕 義 手 用	8,400	
前 腕 義 手 用	7,500	
股 義 足 用	26,600	
大 腿 義 足 用	21,300	
膝 義 足 用	19,100	
下 腿 義 足 用	16,800	
(注)		
フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、2の(2)のオの完成用部品の価格を1,050円増しとすること。		

(3) 装 具

修 理 項 目			価 格 円	備 考
ア 継手及び支持部の交換			修理項目ごとに2の(3)のエに掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 完成用部品の交換			修理項目ごとに2の(3)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	
ウ マジックバンドの交換			修理箇所ごとに25mm幅のものは800円、50mm幅のものは1,100円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。	
エ 溶接			修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは8,750円、必要としないものは1,800円とすること。	
オ その他の交換・修理				
修理 部 位	(ア) 下肢装具	足底革交換又は足底ゴム交換	5,200	
	靴型装具	本底交換	7,400	踵部品の価格を含むものであること。
		足底挿板交換	6,700	踏まず支え等の機能を有し、取外しができる構造のものに限る。
		半張交換	3,100	
		踵交換	1,500	
		積上交換	1,150	
		底張かけ交換	1,850	
		ファスナー交換	2,750	
	細革交換		650	革底の場合は、1,250円増しとすること。
体幹装具	硬性コルセット	筋金交換	2,750	
	軟性コルセット	筋金交換	1,200	
(イ) (ア)以外の部位			修理項目ごとに2の(3)のエに掲げる価格とすること。	
(注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、2の(3)のウに掲げる価格を加算することができること。 2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、2の(3)のオに掲げる価格を加算することができること。 3 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。				

(4) 座位保持装置

修 理 項 目		価 格 円	
ア 支持部の交換		2の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整		寸 法 調 整	形 状 調 整
	頭 部	2,450	3,350
	上 腕 部	1,450	2,250
	前腕・手部		
	体 幹 部		
	骨盤・大腿部	2,850	7,750
	下 腿 部		
足 部	1,450	2,250	
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換		修理項目ごとに2の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換		2の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換		修理項目ごとに2の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換		修理項目ごとに2の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換		25mm幅のものは 800円、50mm幅のものは 1,100円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換		修理項目ごとに2の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注)			
採寸又は採型を必要とする修理については、2の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。			

(5) その他

種 目	型 式	修 理 部 位	価 格 円	備 考
盲人安全つえ		マグネット付き石突交換	760	
眼 鏡		枠交換 矯正用レンズ（6D未満）交換 矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換 矯正用レンズ（10D以上）交換	8,000 5,100 6,450 8,400	枠はセルロイド製を原則とすること。矯正用レンズに乱視 矯正を含む場合は、片眼又は 両眼にかかわらず、4,200円 増しとすること。
		耳あな型シェル交換（レディメイド） 耳あな型シェル交換（オーダーメイド） 耳あな型スイッチ交換 耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド） 耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド） 耳あな型極板交換 耳あな型ボリューム交換（レディメイド） 耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド） 耳あな型マイクロホン交換（レディメイド） 耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド） 耳あな型レシーバー交換（レディメイド） 耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド） 耳あな型抵抗交換（レディメイド） 耳あな型抵抗交換（オーダーメイド） 耳あな型コンデンサ交換（レディメイド） 耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド） 耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド） 耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド） 耳あな型トリマー交換（レディメイド） 耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	6,300 26,400 3,150 8,400 12,700 1,050 8,400 11,600 13,500 15,950 14,200 20,000 2,100 8,900 2,100 8,900 1,050 1,550 6,300 9,500	

補 聴	耳あな型サスペンション交換	890
	耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	31,700
	耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	42,200
	耳かけ型ケース組立交換	2,500
	耳かけ型スイッチ交換	3,000
	耳かけ型テレホンコイル交換	2,550
	耳かけ型極板交換	980
	耳かけ型ボリューム交換	4,300
	耳かけ型マイクロホン交換	8,920
	耳かけ型レシーバー交換	8,900
	耳かけ型トリマー交換	1,900
	耳かけ型フック交換	410
	耳かけ型電池ホルダー交換	1,000
	耳かけ型耳栓組立交換	400
	耳かけ型サスペンション交換	640
	耳かけ型アンプ組立交換	20,200
	重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150
	重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350
	重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300
	重度難聴用イヤホン交換	4,700
器	重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000
	重度難聴用コード交換	1,200
	重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	36,700
	眼鏡型ケース組立交換	9,400
	眼鏡型スイッチ交換	3,450
	眼鏡型テレホンコイル交換	3,300
	眼鏡型極板交換	1,400
	眼鏡型ボリューム交換	3,900
	眼鏡型マイクロホン交換	13,900
	眼鏡型骨導子交換	16,400
	眼鏡型アンプ組立交換	23,100
	眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	35,200
	眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	54,700
	眼鏡型ブランク（空つる）交換	4,350

眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3,100	
眼鏡型フロント（前枠）交換	9,500	
眼鏡型平面レンズ交換	3,600	
ポケット型ケース組立交換	5,400	
ポケット型クリップ交換	1,200	
ポケット型スイッチ交換	3,500	
ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
ポケット型極板交換	1,350	
ポケット型ボリューム交換	3,050	
ポケット型マイクロホン交換	5,400	
骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	
ダンパー入り耳かけ型フック交換	640	
FM型受信機交換	80,000	
FM型操作用基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
FM型用ワイヤレスマイク交換（充電池を含む。）	98,000	
FM型トリマー基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
FM型アンプ組立交換（受信用）	48,000	旧周波数帯用のもの。
FM型受信回路組立交換	46,000	
FM型アンテナ交換	5,000	旧周波数帯用のもの。
FM型水晶振動子交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
FM型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	旧周波数帯用のもの。
FM型用ワイヤレスマイクID基板組立交換	14,000	旧周波数帯用のもの。
FM型受信機ケース（端子）交換	5,000	
FM型受信機スイッチ交換	4,000	
FM型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	
FM型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	
FM型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	
FM型用ワイヤレスマイク充電池交換	5,000	
FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	3,500	
FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	
イヤモールド交換	9,000	
コンセント交換	830	
IC回路交換	4,550	

		イヤホン交換	3,170	
		コード交換	680	
		トランジスター又はダイオード交換	2,050	
		抵抗交換	2,050	
		コンデンサ交換	2,050	
		トランス交換	1,900	
		オーディオチュー交換	5,000	
人 工 喉 頭		気管カニューレ交換	3,150	
		充電器交換	1,600	
		振動板交換	9,000	
		スナップリード線交換	50	
		プリント板交換	14,600	
		スイッチ交換	1,100	
		電気接点交換	4,500	
		振動スプリング交換	1,650	
		押ボタンスプリング交換	1,650	
		クッション交換	3,400	
		クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の 多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換	10,000	
		クッション（ゲルとウレタンフォームの組合せのもの） 交換	17,000	
		クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整する もの）交換	30,000	
		フローテーションパッド交換	31,300	主材料のみの場合は、 1,300円減とすること。
		主材料－高分子人工脂肪 構 造－主材料（一層）及びウレタンフォ ーム（二層）による三層構造		
		フローテーションパッド交換	51,600	主材料のみの場合は、 1,300円減とすること。
		主材料－ポリマーゲル（高分子人工脂肪） 又は液胞ゲル 構 造－主材料をプラスチックフィルム等 で包装した単層構造		
		クッション（特殊な空気室構造のもの）交換	45,000	

	背クッション交換	10,000	
	特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換	20,790	
	クッションカバー（防水加工を施したもの）交換	7,460	
	クッション滑り止め部品交換	1,580	
	バックサポート交換	7,500	
	延長バックサポート交換	8,750	枕は含めないこと。
	枕（オーダー）交換	10,330	レディメイドは50%とする こと。
	バックサポートパイプ交換	2,550	
車	バックサポートパイプ取付部品交換	3,700	
	張り調整式バックサポート交換	15,080	
	背折れ機構部品交換	5,840	
	アームサポート（肘当て部分）交換	3,900	
	アームサポート（フレーム）交換	4,600	
	角度調整式アームサポート交換	7,050	
椅	跳ね上げ式アームサポート交換	4,680	
	脱着式アームサポート交換	4,680	
	アームサポート拡張部品交換	3,610	
	アームサポート延長部品交換	3,610	
	レッグサポート交換	1,800	
子	脱着式レッグサポート交換	5,780	
	挙上式レッグサポート（パッド形状）交換	6,390	
	開閉挙上式レッグサポート（パッド形状）交換	9,290	
	開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	
	フットサポート交換	3,000	前後調整の構造を有する場合は、 4,160円増し、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、 各1,500円増しとすること。
	ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	27,080	枕は含めること。
	座布交換	7,300	
	座板交換	6,800	
	座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	
	座席昇降チェーン交換	8,400	
	座席昇降メカユニット交換	22,100	
	フレーム（サイドベース）交換	10,700	
	フレーム（サイド拡張）交換	8,500	

フレーム（サイド拡張）取付部品交換	3,200	
フレーム（折りたたみ）交換	15,600	
ブレーキ交換	9,100	
キャリハーブレーキ交換	8,000	
フットブレーキ（介助者用）交換	6,000	
延長用ブレーキアーム交換	1,450	
リフレクタ（反射器－夜光材）交換	430	1回当たりとすること。
リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換	670	
ハンドリム交換	4,350	
滑り止めハンドリム交換	7,000	
ノブ付きハンドリム交換	4,470	購入後に後付けする場合は、 4,350円増しとすること。
キャスター（大）交換	8,000	
キャスター（小）交換	5,800	
屋外用キャスター（エア－式等）交換	7,500	
リーム交換	5,500	
大車輪脱着ハブ交換	5,000	
サイドガード交換	6,820	
タイヤ交換	4,270	
ノーパンクタイヤ交換	3,690	購入後に後付けする場合は、 1,740円増しとすること。
チューブ交換	2,450	
シートベルト交換	3,500	
テーブル交換	10,900	
スポークカバー交換	4,100	
塗装	17,900	1回当たりとすること。総塗り 替えの場合に限ること。
ハブ取付部品交換	6,100	
キャスター取付部品交換	7,000	
ハブ用スプリング交換	16,000	
ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
泥よけ交換	5,000	
転倒防止用装置交換	3,750	
転倒防止用装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	7,740	

	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
	人工呼吸器搭載台交換	25,000	
	栄養パック取付用ガートル架交換	9,000	
	点滴ポール交換	9,000	
	シリンダー用レバー交換	2,500	
	メカロック交換	10,000	
	ティルト用ガスダンパー交換	15,000	
	ワイヤー交換	1,200	
	ガスダンパー交換	15,000	
	幅止め交換	3,750	購入後に後付けする場合は、750円増しとすること。
	高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	
	車載時固定用フック交換	3,000	
	日よけ（雨よけ）部品交換	8,000	
	6輪構造部品交換	34,720	
	痰吸引器搭載台交換	25,000	
	簡易電動型電動装置交換	157,500	アシスト式は、55,000円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。
	簡易電動型ホイール交換	27,700	
	簡易電動型ホイール部品交換	3,930	アシスト式は、6,000円増しとすること。
	簡易電動型右側駆動装置交換	114,850	
	簡易電動型左側駆動装置交換	84,850	アシスト式は、21,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
	簡易電動型駆動装置部品交換	23,400	
	簡易電動型電動又は電磁式ブレーキ交換	12,500	
	簡易電動型外部充電器交換	25,000	
	コントローラー交換	84,300	
	コントローラー部品交換	9,500	
	電動リフトコントローラー交換	40,600	
	電動リフトコントローラー部品交換	10,200	
	電動ティルトコントローラー交換	94,500	

電動ティルトコントローラー部品交換	10,200
操作制御部交換	24,300
操作制御部部品交換	5,800
電動リフト操作制御部交換	30,500
電動リフト操作制御部部品交換	5,100
電動ティルト制御部交換	30,500
電動ティルト制御部部品交換	5,100
電動リフト自動停止制御部交換	15,200
電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100
電動ティルト自動停止部品交換	15,200
電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100
ハーネス及びリレー交換	9,000
ハーネス及びリレー部品交換	3,400
電動リフトハーネス交換	15,200
電動ティルトハーネス交換	15,200
モーター交換	28,500
モーター部品交換	7,200
電動リクライニングモーター交換	17,000
電動リフトモーター交換	60,900
電動リフトモーター部品交換	8,100
電動ティルトモーター交換	17,000
電動ティルトモーター部品交換	8,100
ギヤーボックス交換	45,100
ギヤーボックス部品交換	9,700
電動リクライニング装置交換	53,300
電動リクライニング装置部品交換	22,200
電動ティルト装置交換	53,300
電動ティルト装置部品交換	22,200
電動又は電磁式ブレーキ交換	17,400
手動ブレーキ交換	12,200
手動ブレーキ部品交換	7,200
クラッチ交換	8,600
フレーム交換	38,300
フレーム部品交換	8,900

電 動 車 椅 子	シートフレーム交換	15,100	
	シートフレーム部品交換	6,400	
	電動リフトシートフレーム交換	81,200	
	電動リフトメインフレーム交換	101,500	
	電動ティルトシートフレーム交換	81,200	
	バックサポートパイプ交換	8,800	
	延長バックサポート交換	9,300	枕は含めないこと。
	枕（オーダー）交換	10,330	レディメイドは50%とすること。
	張り調整式バックサポート交換	15,080	
	ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	16,950	枕は含めること。
	跳ね上げ式アームサポート交換	4,680	
	アームサポート拡張部品交換	3,610	
	アームサポート延長部品交換	3,610	
	アームサポートパイプ交換	4,150	
	アームサポートクッション交換	3,450	
	サイドガード交換	5,000	
	バックサポート交換	6,900	
	シート交換	7,500	
	フットサポート交換	11,500	前後調整、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。
	フットサポート部品交換	5,200	
	開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	
	キャスター交換	9,600	
	キャスター部品交換	3,900	
	フロントホイール交換	4,300	
	リヤーホイール交換	5,200	
	タイヤ交換	8,100	
	ノーパンクタイヤ（前輪）交換	5,000	購入後に後付けする場合は、12,400円増しとすること。
	ノーパンクタイヤ（後輪）交換	5,000	購入後に後付けする場合は、13,300円増しとすること。
	リヤシャフト交換	6,700	
	電動リフトシャフト交換	50,800	
	電動ティルトシャフト交換	58,000	
	電動リフトチェーン交換	50,800	
	電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	
	バッテリー交換	25,800	密閉型は、3,000円増しとす

		ること。
バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000	
バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	54,000	
バッテリー部品交換	2,300	
内蔵充電器交換	47,600	
外部充電器交換	20,000	
充電器部品交換	11,800	
オイル又はグリス交換	2,700	
ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
転倒防止用装置交換	3,750	
転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	7,740	
クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換	18,000	
フロントサブホイール（溝・脱輪防止装置）交換	11,200	
酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
人工呼吸器搭載台交換	25,000	
栄養パック取付用ガートル架交換	9,000	
点滴ポール交換	9,000	
電動スイングチンコントロール一式交換	213,000	
（以下パーツ）		
パワースイングチンアーム交換	68,250	
チン操作ボックス交換	15,250	
セレクター交換	88,000	
液晶モニター交換	52,000	
頭部スイッチ・取付金具交換	20,000	
手動スイングチンコントロール一式交換	35,000	
（以下パーツ）		
手動スイングチンアーム交換	19,750	
チン操作ボックス交換	15,250	
手動スイングアーム交換	10,000	
多様入力コントローラ（非常停止スイッチボックス）交換	20,000	購入後に後付けする場合は、 28,000円増しとすること。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボックス）交換	30,000	
多様入力コントローラ（4方向スイッチボード）交換	30,000	
多様入力コントローラ（8方向スイッチボックス）交換	50,000	

		多様入力コントローラ（8方向スイッチボード）交換	50,000	
		多様入力コントローラ（小型ジョイスティックボックス）交換	40,000	
		多様入力コントローラ（フォースセンサ）交換	88,000	
		多様入力コントローラ（足用ボックス）交換	40,000	
		簡易1入カー式交換	90,000	
		延長式スイッチ交換	1,000	
		レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換	3,350	購入後に後付けする場合は、1,650円増しとすること。
		レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換	3,860	購入後に後付けする場合は、2,980円増しとすること。
		感度調整式ジョインスティック交換	10,000	購入後に後付けする場合は、5,000円増しとすること。
		ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	購入後に変更する場合は、500円増しとすること。
		前輪パワーステアリング部品交換	51,000	
		車載時固定用フック交換	3,000	1ヶ所当たりとすること。
		日よけ（雨よけ）部品交換	6,000	
		リフレクタ（反射器—夜光材）交換	430	1回当たりとすること。
		リフレクタ（反射器—夜光反射板）交換	670	
		シートベルト交換	3,500	
		テーブル交換	10,900	
		手動リクライニング装置交換	35,000	
		痰吸引器搭載台交換	25,000	
歩 行 車		キャスター（大）交換	7,400	
		キャスター（小）交換	3,700	
		腰掛交換	4,850	
		肘当交換	7,200	
		ブレーキ交換	14,200	
		グリップ交換	1,850	
		塗装	8,500	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
収 尿 器	普 通 型	サポート交換	4,000	
		ゴムバンド付収尿瓶交換	3,900	
		ゴム管及びつなぎ管付収尿ゴム袋交換	1,950	
		両面粘着シート	2,100	1箱30枚入
歩		脇当交換	1,450	

行 補 助 つ え		凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,000	
介 助 用 リ フ タ 		a. 昇降機構（手動・油圧） シリンダー交換 シリンダー修理 b. キャスター交換 キャスター交換（1ヶ） ストッパー付きキャスター交換 c. ハンガーなど ハンガー交換 S環交換 チェーン交換（80cm単位） d. シート キャンバスシート交換 メッシュシート交換 e. ベルト スクリングベルト交換（1本）	85,000 19,000 11,000 13,000 34,000 900 320 29,000 37,500 16,000	
フ ロ 車 椅 テ 子 シ 電 ヨ 動 ン 車 椅 パ 椅 ッ 子 ド 用		プラスチックフィルムカバー交換	3,420	
重 度 障 害 者 用 意		本体修理 固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換 固定台（自立スタンド式）交換 入力装置固定具交換 呼び鈴交換 呼び鈴分岐装置交換 接点式入力装置（スイッチ）交換	50,000 30,000 50,820 30,000 20,000 33,600 10,000	

思 伝 達 装 置	常電式入力装置（スイッチ）交換	40,000	触れる操作で信号入力が可能なタッチセンサーコントローラーであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,000円、ピンタッチ式先端部は6,300円増しとすること。 感度調整可能なセンサーを使用するものに限る。
	筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000	
	光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000	
	呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000	
	圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	38,000	
	空気圧式入力装置（スイッチ）交換	38,000	
	遠隔制御装置交換	21,000	
	注視点検出ユニット交換	1,150,000	
	CCDカメラ交換	100,000	
	赤外線照射セット交換	50,000	
	CCDカメラ用リモコン雲台交換	39,800	
(注)			
1 価格は、原則として1枚（個）当たりとすること。			
2 部品交換の価格は、1回当たりとすること。			
3 重度障害者用意思伝達装置に対して行われた修理が、製造メーカー等による保証期間内である場合には、修理の対象とならないこと。			